

第七十五回国会 大蔵委員会 議 録 第十七号

昭和五十年三月十四日(金曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長 上村千一郎君

理事 伊藤宗一郎君

理事 村山 達雄君

理事 山本 幸雄君

理事 増本 一彦君

越智 伊平君

金子 一平君

瓦 力君

齋藤 邦吉君

原田 憲君

宮崎 茂一君

山中 貞則君

武藤 山治君

山中 吾郎君

山田 直樹君

出席政府委員

大蔵政務次官 森 美秀君

大蔵大臣官房審 旦 弘昌君

大蔵省主税局長 中橋敬次郎君

国税庁直税部長 横井 正美君

委員外の出席者

大蔵省銀行局保 險部長 徳田 博美君

大蔵委員会調査 室長 末松 経正君

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

八号) 租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

○上村委員長 これより会議を開きます。

この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国の会計、税制及び金融に関する件、すなわち最近の経済事情について、来る二十日木曜日午前十時三十分、参考人の出席を求め、その意見を聴取することとし、その人選につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○上村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○上村委員長 次に、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。村山喜一君。

○村山(喜)委員 私は、あしたまでが確定申告の日でございますから、現在行われている確定申告を中心に行いたしまして若干の質問をいたしてまいりたいと思っております。

まず第一は、妻の座をめぐる問題でございますが、このパートの非課税限度額、これはたしか七十六万円、それから扶養家族の認定限度額は七十万円。青色専従者の四十八年度の実績は一体どういふふうになっているのかというのをまずお尋ねたいと思ひますが、白色専従の場合には今度三十万が四十万ということになりましたが、こ

れを選択する者は配偶者控除は受けられない、こういうふうになりますと、四十万円の身は妻の座が二十六万円、それから店員の座が十四万円、こういうふうに分類ができるのではなからうかと思ひますが、昨年はこれが三十万円でございますから、二十四万円ですと、その差が六万円、昨年は二十四万円、今度はその六万円を十四万円に引き上げるわけですから、八万円だけはこれをふやしてあげよう、こういうことになっておられるのでしょうか、そういうふうに理解しておつてよろしいですか。

○中橋政府委員 配偶者控除あるいはその配偶者がみずからの配偶者の行つております事業につきまして専従者となりまして、いわゆる青色専従としての控除を受ける、あるいは白色専従者としての控除を受けるという場合につきまして、ただいま御指摘のように私は私どもは考えていないわけでございます。

と申しますのは、これも前々から申し上げておりますように、配偶者控除と申しますのは、家計というものを考えまして、そこにおきますところの所得税のかからない限度というものを一応設定いたします一つの手段といたしまして、基礎控除とともにその構成要素として考えておるわけでございます。

ところで、青色なり白色なりの専従者という場合につきましては、むしろ企業と家計というものの関連をどういふふうにかかるといふ問題でございます。その際、青色申告者がございまして、いわば企業と家計というものが分離をいたしておりますから、その橋渡しというものは同種同等の企業において認められるような標準でございしますれば給与という形におきましてその企業から家計へ分与される、それを認めるものでございします。それで、白色専従者になりますと、その企

業と家計の分離ということが残念ながら私どもの目から見ればできておりませんから、いわば重複をしておるわけでございます。そこで、白色事業者から見ればそういう給与というもののにつきまして税制上何らのしんしゃくも加えないという立場もあり得ますけれども、そこはある程度の給与に等しいようなものを白色専従者控除として、オーバーラップしておる企業と家計というもののへの橋渡しを考えておるわけでございします。したがって、白色専従者の四十万円というものが、おっしゃいますように配偶者控除の二十六万円とそれから差し引き残額十四万円というふうに分けては考えていないのでございします。

○村山(喜)委員 私は解釈を聞いていたのじゃなくて、数字を聞いていたのです。数字は、私が言いましたことは間違いないですかということをお願いいたします。それから青色事業の専従者控除、四十八年度の実績は幾らになっておりますかということをお願いいたします。

○中橋政府委員 私が申ししたのは、四十万円という御提案申し上げています数字はそれとおりでございますけれども、それを分離せられたものでございしますから、それについては私どもの考えとして御同意できないということ、理由をつけながら申し上げたつもりでございます。

それから申し落としまして失礼いたしました。青色専従者の給与につきましては、四十八年度の実績が出ておりますけれども、専従者一人当たりで五十四万円となっております。

○村山(喜)委員 四十七年度の場合に四十五万円でした。四十八年度は五十四万円。そこでみなし法人の妻の場合はどういふような取り扱いになりますか。きのうも参考人に御出席をいただいていた御意見をいただいたのですが、これは青色の場合でもあるいはみなし法人の場合でもあらか

じめ税務署に届け出て、そして一応の了解を得た上でやるような形をとるわけですか。この場合のいわゆる妻の座というのですか、専従者控除はどういうふうになりますか。

○中橋政府委員 青色申告の専従者の場合もみなし法人の場合も、事前にその給与というものは届け出ていただくことになっておるという点は同じでございます。それからそれによりまして、届け出られなかった範囲内におきましてみなし法人としてたとえば配偶者に出されておる給与につきましても、青色専従者の給与と同じような取り扱いでございます。

○村山(喜)委員 いつまでに出すのですか。

○中橋政府委員 青色専従者につきましては、給与の事前の届け出は、三月十五日まででございます。

○村山(喜)委員 それはみなし法人の場合も同じだ、こういうふうに考えていいですね。

○中橋政府委員 みなし法人の場合にも、専従者についての事前の給与の届け出は同じでございます。

○村山(喜)委員 その場合に、これだけの給与でやりますという事業計画をつくって、これだけの利潤があり、経営者本人にはこれだけの給与、専従者にはこれだけの給与という形なのですが、その計画がなければ合理性はないと思うのですが、そういうような事業計画を添えて出すようになっておりますか。

○中橋政府委員 そういう事業専従者の給与というものは、やはり給与という形でございまして、事業経営がどの程度になるかという見通しを、もちろん通常の場合であれば持つわけでございます。そういう計画を持ちながら、一体どの程度の給与を払い得るかということは、利益のいかんにかかわらず決めていただかなければなりませんから、詳細なる事業計画というものは必要ございませんけれども、そういうものを頭に置きながらも、こういう給与にするということでの給与だけについて事前に届け出ていただければよろしいことになっております。

○村山(喜)委員 その場合に、実際の業務としてはそれをチェックすることをどういう程度になされているのですか。普通常識的に見て、この程度のものであれば認められる、こういうような形の中で基準というものを決められておられますか。それとも、大体税務署の方で受け付けていた場合には、そこら辺は税務署長に一任してあるわけですか。

○中橋政府委員 その点に関しては、青色専従者の給与というものを、制限額を撤廃いたしましたときから同じような考え方でございまして、それは、いわば同種同等の企業におきまして支払われるであろうと思われるような給与というものを頭に置くわけでございますが、判定基準としては、所得税法の施行令に書いてございまして、うに、労務に従事した期間、労務の性質、その提供の程度、それからその事業に従事する他の使用人が支払を受ける給与の状況、その事業と同種の事業でその規模が類似するものに従事する者が支払いを受ける給与の状況、そういうようなことで、通常の場合にも妥当と認められるような給与水準であれば、それは是認されるものでございまして。

○村山(喜)委員 そういたしますと、ことしの所得税源泉徴収を受ける人たちは、給与の年間の上昇率は税収の見積もりの中で一七・一ということとで積算をしておりますね。そうするならば、それが一つの基準になるのでしょうか、同種の企業あるいは事業を営む者との比較の上において妥当なものとして認められたら、一七・一というのは一つの基準的な数値として、ことし上昇をするであろうということを見込んで申請をしてもよろしいということになりませんか。その点はいかがですか。

○中橋政府委員 国税庁からお答えするのがしかるべきだと思っておりますけれども、当然昨年の給与水準に固執するわけでもございません。五十年分として同種同等の、先ほど申しましたような企業において、いわば外部労働に對しましてこういふような給与の上昇が見込まれるというふうなことで

ございませうれば、当然認められるはずでございます。そのときに、一七・一というふうな全国的な一人当たりの雇用者の所得の伸びというのにも参考にはなりませんが、あるいはまたその事業が大小いろいろの規模のものもございませうから、必ずしもその一七・一に固執はしないはずでございます。

○村山(喜)委員 そういたしますと、四十八年度の青色専従者控除の実績は出ておるわけですか。四十九年度は、去年の三月十五日までに大体届けをしまして、そしてそれに基づいて経営が計画をされておるわけですが、そういうふうにして届け出をしたものは、年間の変動というものは認めないことになっておられますから、とするならば、四十九年の三月の十五日に届けをした数字というものは、平均的につかんでいらつしやると思うのですが、いかがですか。

○中橋政府委員 申しわけございませんが、その報告はまだとっていないのでございます。

○村山(喜)委員 私が急に国税庁の方を呼び出しましていま来ていただいたわけですが、三月の十五日に届け出をいたしましたね。そうすると、年間の変更は原則として認めないことになっておると聞いておりますが、青色事業申告者の場合等の専従者控除変更の事情というものは認められますか、いかがですか。

○中橋政府委員 御指摘のように、届けていたただいた給与の額で年間を通していただくというふうにお願いをしております。

○村山(喜)委員 そういたしますと、四十七年が四十五万円、四十八年は五十四万円、四十八年は大変景気がよかつた年ですから、外部労働の全国的な給与というものは相当上がっておりますから、四十九年度は、三月の十五日で押さえられる時点においては、四十八年度の実績と四十七年度の実績よりもなお高くなつておる。とすれば、少なくとも六十五万円ぐらいにはなつておるのではなからうかという推測ができるわけですが、そこら辺は皆さんの方ではまだ統計をとっていらつし

やらないのでございませうが、正確に押さえる必要があると思うので、昨年の三月十五日ですから、一年前の数字ですから、大体そういうようなものは抽出調査あたりでもできる数字ではなからうか、そういうふうに思ふのですが、全然ございませんか。

○中橋政府委員 大変申しわけないのでございませうが、例年七、八月ごろにその前年の実績をとるというのをいたしておりますので、四十九年三月十五日にお届けになりました分につきましては、ことしの七、八月ごろには調査をして集計ということになるようなこととございまして、しばらく時間をかけていただきたいと思います。

○村山(喜)委員 私は、同じ事業をやりながら、青色事業の場合と白色事業の場合とは、これはやはり企業と家計部門とが切り離されておらないという点もありますが、同じ事業をやりながら余りにもそこには開きがあり過ぎるということにはよくないと思ひます。そういう立場から、税務行政を推進していく立場では、青色事業申告者の数をふやすということは当然推進しなければならぬわけでございますが、それと白色との比較をする。税法の改正を提案する場合には、腰だめではなくて、やはり一定の比率を考えた提案をするという仕組みがそこになければならぬと私は思ふので、前は五十四万対三十万であつた。今度は四十万に上げたんですけれども、上げたことはいいと私は考へるのですが、その場合の青色事業専従者控除の平均は、一年前の話ですから、これぐらいの数字にはなりますよということ、四十万というものを税法改正の中で出してくる、そういう一つの合理性がなければ、ただ腰だめに出されたものではないと私は思ふのですが、その点は、主税局長、いかがですか。

○中橋政府委員 いまお示しのようによい、四十八年度の青色の専従者の給与が平均で五十四万円でございます。その年分におきます白色の控除は二十万円でございまして、仮に、村山委員が述べられま

した四十九年の青色の専従者の給与を六十五万円にいたしますと、その年分の白色の専従者の控除は三十万円でございますから、これも大体半分以下ぐらいになっておるわけでございます。そうしますと、四十万円といえますのは、その程度であるのはいいかどうかということになります。一つには、半分程度というのは、申しわけございませんけれども、私どもも腰だめの考えざるを得ないのでございますが、果たして内部労働に対する評価を一体どの程度に考えたらいいかということはおっしゃるやうに非常にむずかしいものだと私も考えております。

一つには、農家におきまところの労賃が一体どういふような動きをしておるかということも白色専従者につきましては農業が非常に多いものでございますから参考にはいたしておりますけれども、的確に、一般の給与水準がこの程度であるから、あるいは青色がこの程度であるから、それに比準しての率というのを想定いたしまして決めたという今日までの経過ではございません。しかし、おっしゃいますやうに、そういった一般的な給与水準、青色の専従者の給与、特に農家におきまところの労働報酬、こういうのを考えながら今後も白色専従者給与というものは考えてまいりたいと思っております。

○村山(喜)委員 ちよつと私が比較をする数字を間違えておりましたが、いま中橋主税局長が言われたやうに実績は五十四万、それに対して四十八年度の白色の控除は二十万です。そうすると、この実績が出るのが非常におくれていく。去年の三月十五日に届け出をさせたものが、まだ、ことしの税法の審議のときにはそういう実態がわからない。これでは、四十万円が適当なものであるかどうかというところは、余りにも腰だめの数字になり過ぎているんじゃないか、私はそういう気がしてならないのです。

それで、国税庁としては、そういう統計的な数字を夏にならなければならぬようにいま承ったのですが、そういう形で税法を決めていいんだら

うか。横井直税部長、あなた方は、課税の的確性を期するというのを考えた場合には、もっと早くそういう指標をとって、客観的な裏づけを行いつつながら課税を行うというのが正しいんじゃないかと思うのですが、そういうものに対してどういふふうにお考えになりますか。

○横井政府委員 現行の専従者給与の制度でございますが、三月十五日までに届け出た金額の範囲内で、従事状況から見ても適正な金額を実行していただくということになっておるわけでございます。そこで私も、三月十五日にお届けされたもののほかに、実行がどうなつておるかということをおわせてとりたいたいということで、翌年の確定申告が出来ますのを待ちまして一緒に集計をいたすということにしております。それで翌年の夏ごろということになっておるわけでございます。

したがいまして、届け出だけをとりあえず集計するかどうかという問題があるかと思ひますが、現在までのやり方はそういうふうになっておるといふことを御了解いただきたいと思ひます。

○村山(喜)委員 それはわかるのです。実態はわかるのだけれども、さらに前進をさせようという気持ちがあるのかないのかということをお聞ひたいのです。

○横井政府委員 御指摘の点につきまして、なおさらに前向きで検討したいと思ひます。

○村山(喜)委員 森政務次官、いま若干の論争をいたしましたが、三十万から四十万に上げる、十万円上げるということとはまことに結構だと思ひます。だけれども、なぜそれを上げるのかという裏づけの数字がいかに客観性が無い。説明の材料としては、こういう状態でありまうからこれだけ上げました、たとえば昨年、給与所得者は、総理府の家計調査によりまして二四・三％ふえております、そういうやうなところから、給与の引き上げ等は青色事業申告者の場合でも白色事業者の場合でもあり得るわけですから、あるいは昨年の三月十五日に届け出たのを事情変更で――これは、一年間のなには許さないわけですね。そのままで

から、そうなればもつと的確な資料を用意して、だから白色の場合はこの程度にするのが妥当だといふ説明の材料は、大蔵省としては立法府の方に提出をされて、審議の材料に供してもらふことが正しいと私たちは思うのですが、それについての御所見はいかがでございますか。

○森(美)政府委員 ただいま御指摘の点につきましては、たとえば七月、八月にならないと出てこないという点についても、いま直税部長が答えましたやうに、何とか前向きに検討しようという気持ちを持つておりますし、四十万の点についても、今後もう少し明細なるデータのもとにやる必要があると思ひます。

○村山(喜)委員 これはかなりやつておつたら時間がありませんか、次に入ります。

中橋主税局長は、行政の継続性というものはお認めになると思ひますが、いかがですか。

○中橋政府委員 認めております。

○村山(喜)委員 昨年の三月十五日、私はこの席で、当時主税局長でありました高木さんを相手にして、源泉徴収の問題でいろいろ問題を提起しながら詰めてまいりました。その中で、いろいろ答弁がなされておるわけですが、昭和四十五年十二月二十四日の最高裁判決、これはまだよく勉強をしていないからと勉強してから答へたいといふことでございました。もちろん一年の月日がたつておるわけでございますから、中橋主税局長は勉強家でもございまして、これについては十分に検討をされたものと考へておりますが、最高裁の判決に基づいてどういふような措置をとられたのか、お聞かせをいただきたいと思ひのであります。

と申しますのは、他の納税者と違ひまして、猶予の制度が働かないといふことは当時認められておりますし、国と源泉徴収義務者と給与の支払を受ける者との三者の間にいろいろ問題があつて、そして昭和四十年の改正案の中で何とか詰めるようにしたのだけれども、それをまとめる時間的な余裕がなかった、そういうやうなことから

今後直し得るものから漸次直していくという態度で臨んでまいりますといふことを高木主税局長は私に答弁をされておるわけでございます。

その後、今度の税法の改正の中に、所得税法なりあるいは国税通則法の中で改正案文がどうなつてきているのだからかといふことで見てみますが、その点については何ら出てきていないわけでございまして、それがどういふやうに直し得るものを直してこれたのか、これについて主税局長の見解をお伺ひします。

○中橋政府委員 そのときの速記録でいろいろ細かい法律論を御議論になりましたことは十分承知をいたしております。それからまた、それについても私なりにいろいろ考へたことも事実でございます。ただ私は、もちろん前局長は直し得るものから直すといふことでお答えをされましたから、その線は踏襲するものでございするけれども、その場合に、一体何を直さなければならぬのか、どういふ点にいままでの法律構成でもって実害があるのかといふ点をいろいろ考へたわけでございします。

いまも村山委員が御指摘のやうに、確かに源泉徴収をされる者と国といふことにつきましての構成が完全に書いてあるとは私も思ひません。しかし、それによりまして一体どういふやうな不都合が実務的に起こつておるかといふことで、むしろ私も実務家でございますから真つ先にそれをおつたわけでございするが、私は、長年の源泉徴収の制度の経過から見まして、それを直ちに直さなければならぬといふやうな点の實務上の要請というのを感じなかつたわけでございします。したがいまして、今年度の税制改正におきましては、そういう点についての改正は全然御提案を申し上げていない次第でございます。

○村山(喜)委員 直税部長、ことしは源泉徴収を受ける者の確定申告が各地で行われておるやうでございますが、その数は幾らになっておりますか。

○横井政府委員 全体の還付請求の件数は約三百万件でございます。そのうち、先生の御質問の趣

旨はいわゆるサラリーマンの減税闘争、これの關係でないかと思いますが、総評を中心としたササラリーマンの減税闘争は、御承知のように四十四年から始まったものでございますが、その後数字が飛躍的に増加してまいりまして、昨年の三月の申告に当たりましては、概数にいたしまして約一万二千五百ぐらいの還付請求が出ておるわけでございます。

○村山(喜)委員 いま中橋主税局長は、実務の上から見て支障がない、このままでもそういうような必要性がないという話をされたわけですが、とすれば、いま国税庁の方からお話がありましたように、二万二千を上回る人たちが、納税者としての地位の立場から確定申告を要求していく。そういうような要請は、いま源泉徴収を受けている人たちが、自分たちはきわめて不都合な納税者としての地位に置かれていて、不都合な権利状態に放置をされているという立場からこれに対して確定申告を出すという動きとしてあらわれているのだという客観的な事実を、あなたは実務者ではありませんから、実際の税務をそういうふうなふうにして申請を受け付けたりあるいはそれに応対をする場所ではないわけですから、そこは国税庁がやるわけでございますので、政策当局の立場からは必要性がないというように言われているのと、実務を担当している国税庁が現実には直面している問題との間には、私は開きがあり過ぎているのじゃないかと思うのですが、そういう点から、いまでもなおあなたは不都合はないというようにお考えになつてゐるのですか。

○中橋政府委員 主税局は税法の企画立案をやる役所でございまして、もちろん執行面についてもいろいろな配慮をしなければならぬことは申し上げるまでもございせん。ただ、私が申し上げておりますのは、ただいま主税部長からお答えをされましたように、現に源泉徴収をされております人が確定申告を出しておるということはよく承知をいたしております。もちろんその中には、今日の税法上確定申告を待つて調整をされる、た

とえば雑損控除でございしますとか医療費の控除でございしますとか住宅取得控除とかいうようなものについて確定申告を出したいだいて、それ相應の還付が必要でございしますれば還付をするということは、もちろん行われておることも当然だと思つております。あるいはまた、二カ所以上の給与を持つておられる方で確定申告の義務がある方、これも確定申告をしていただかなければなりません。

そこで問題は、そういう法律的な関係を離れまして、一つには、たとえば現在の課税最低限が非常に低いから、自分たちの生計費が高いからというやうな理由でもって余分の生計費は控除すべきであるというやうなお考えで確定申告を出される方、あるいはまた、給与所得者については全然その必要経費が引かれていないからこれをさらに追加的に控除すべきであるというやうなお考えから確定申告を出しになるのは、私は、実務上そのために非常に人手を割かれるという事実は認めますけれども、それは今日の源泉徴収制度とはやや違った部面における問題の提起でございまして、この点について実務上支障があるというところで改正点を考へるといふわけにはまいらぬと思つております。

○村山(喜)委員 では、その内容的なものについてさらに詰めてまいりますが、当時、国税通則法の四十六条、事情考慮の原則ですね、この猶予の制度というのは源泉徴収を受ける者には働かないということを私の方で指摘をし、そして当時の審議官が、だれでしたか、この記録を見ればわかりますが、田辺さんですね、それを認めておいでになるわけですが、そのなには現在においてもそのとおり放置されておりますね、その点は確認してよろしゅうございしますか。

○中橋政府委員 法律的に申しまして、いま御指摘の国税通則法第四十六条は、源泉徴収をされま

す納税者には適用はございせん。

○村山(喜)委員 では、延納の権利はございしますか。この「確定申告の手引き」の中にも書いてあるわけですが、第三期分の二分の一以上を事前に

納入した者については、五月三十一日まで延納の手続をすることができ、これは源泉徴収を受け

る給与所得者の場合にはございしますか。

○中橋政府委員 本来的に、源泉徴収をされまして、年末調整で最終的な調整が行われておる人につきましては、第三期の確定納税額というのは生じませんから、それにつきまして延納ということとは起こり得ないわけでございます。

○村山(喜)委員 損益通算の権利はどういうふうになりますか。

○中橋政府委員 損益通算といひますのも、事業所得等について起こるわけでございまして、給与所得について起こり得ないのでございします。

○村山(喜)委員 純損失の繰り越しもこれは認められておりませんか。

○中橋政府委員 事業につきましての純損の繰り越しといふことでございしますから、給与所得については存在しないわけでございます。

○村山(喜)委員 そこで、次の点をお尋ねします。四十五年十二月二十四日の最高裁の判決の判旨の第四項です。源泉徴収による所得税を税務署の長から徴収されたものは期限後に納付した支払者の受給者に対する求償権は、右所得税の本税相当額についてのみ行使することができ、附帯税相当額には及ばない。また求償に当たつての遅延損害金は、民事法定利率によるべきである。民事法定利率は幾らですか。

○中橋政府委員 年五分でございします。

○村山(喜)委員 そこで、私がお尋ねいたしたいのは、いわゆる源泉徴収を受ける人の場合には、事業所得者に比べて、いま私が申し上げましたやうなことについては、税務当局はその給与所得という実態の上から見てそれらは実情にそぐわないという角度からそういうやうな判断をしておいでになるのだと思うのですが、ところが、給与所得者の場合には、何だ、おれたちには、そういうやうな同一生計を営む家族が病氣をした、けがをした、その場合でも、延納の制度も徴収猶予の制度も講じてくれないじゃないか。そしてまた今

度は、その源泉徴収義務者と給与支払いを受ける者との間は民事契約、民事関係になるわけですから、委任をするという形で契約をしまして、委任後、源泉徴収義務者に書類を出しているわけですね。その契約に基づいていま現実には源泉徴収が行われておる。

そうなりますと、何らかのトラブルが発生をした——これはこれから起こり得る問題ですよ。その源泉徴収義務者と給与を受ける者との間にトラブルが発生した場合に、それが解決するまでの間は、おれたちは所得税は払わないぞという形でその給与を受ける者が払うことを拒む、そういう事例が出てきた場合には、源泉徴収義務者と国とは法律的に公法の関係にございしますが、その給与を受ける者との間は民事関係ですから、民事の手続によつて処理をする、こういうことになるわけですから、その場合に民事法定利率によつて五分だ、遅延損害金を請求されても五分にすぎないということから、いま金利は高いわけですから、ほかのところに預けておいて、後で確定申告のときにおれたちはやるんだ、こういうやうなことで、その納税について協力しないという態度が出てきたときにはどうされますか。

○中橋政府委員 現行法のもとにおきまして、たとえば給与を受ける人が、おれたちは税金を納めないんだということで、納めないというやうな事態を想定せられることはちよつと私はわかりませんのでございします。現実の税法のもとにおきましては、給与を支払いますれば、それ相應の源泉徴収税額を徴収してもらわなければならぬわけですね、給与を受け取る側にすれば、そういう形でもって税金を納めてもらわなければならぬというものが今日の所得税法でございします。それを破つてまで自分たちの税金を納めないという事態が起こるということは、私は実は想定できないのでございします。そういう事態について不都合が起るからというふうにおっしゃいますけれども、本来、そういうことを予定していない税法でございします。

○村山(喜)委員 そういうやうなことを予定して

いない、源泉徴収を受ける給与所得者の場合は、自分たちの自由意思によって税金を納めなければならぬという主体としての動きというものはないわけですね。

それは、源泉徴収義務者は、徴税機能的な地位に立っておりませんが、そしてまた、納付しなかつた場合には納税者の地位に立っている。だから、言うならば、公法上の租税法関係にありますけれども、今度は、その給与を受ける者、これはそういうようなものは予測をしていないから、ただ、所得税法の第五条ですか、これによって、居住者は納税の義務があるんだという一般的な法規の規定にとどまっている。ですから、本来なれば、その居住者である給与の支払いを受ける者が納税者であるべきなのに、その人の権利も義務も税法の中では規定づけられていない、現在の法律はそういうふうになっておりますね。

ですから、仮に私が言うような、何らかの問題で源泉徴収義務者と給与の支払いを受ける者との間に問題が出てきた場合には、それは民事上の問題だ、こういうふうになるわけですから、民事上の問題となった場合に、仮に給与の支払いを受ける者が、おれたちはそのような源泉徴収の方式よりも、納税をしないというのではない、確定申告のときに納めるんだ、それまでは、供託をするなり、いろいろな方法があるだろうと思うのですが、トラブルが発生するということ事態はいまだに予測をしていないと言つても、あり得るかもしれない。その場合は税務当局としてはどういうふうな措置をとるのですか。ちよつとそれを教えてください。

○中橋政府委員 いまのお話も、給与支払いを受ける人が主體的に納税をする道がないとおっしゃつておられますけれども、今日の税法におきましては、その意味におきまして事業所得者であれ給与所得者であれ、納めなければならぬ税額というのは客観的に税法でもって決まっているわけでございます。申告をして初めてその税金が幾ばくにか決まるということは全く手続上の話でございませ

て、納めなければならぬ税額というのは税法でもって客観的に決まつております。給与を受ける人が年間を通じて幾らの給与をもらえば幾らの税額を納めなければならぬということとは決まつておるわけでございます。それをどういう手続で納めるかという問題でございませう。

主體的に確定申告をする人たちがいわゆる自主申告、自主納税という言葉の誤解から、何か自分でもって自由に操作できる余地があつて、給与所得者についてはそういう余地がないというふうにされる見解も間々私は聞くわけでございますけれども、そういうことは現行の税制としてはあり得ないわけでございます。もちろん立法論として、それでは源泉徴収制度をとるのがよろしいのか、全部確定申告に待つのがよろしいのかということはある得るものと思ひますけれども、現行制度のもとにおきましては、給与を一カ所の支払い者からもらつておる人につきましては源泉徴収という手続で、税法上決まつた税額を納めていただくということになつておるわけでございます。

ただ一点考えられますことは、給与支払い者が計算間違ひをしまして、あるいは税法の誤解から本来取るべきでない金額を過つて取つたということが起り得ると思ひます。それは法律上はどういう御議論でございませうれば、民事上の争いでもって解決されるべきものだと私は思ひますけれども、そこは一体源泉徴収制度を成り立たせている基盤は何かといへば、雇用関係という、一方におきましては非常に冷たい関係でございませうけれども、また一方におきましては、長い間お互いに勤めている職場というものを中心にしまして長く給与を払う者とそれを受ける者という間でございませうから、おのずとそういう誤りというものは正し得る道というものは十分あると思ひます。現にいままでそういうことをやつてまいりましたから、おつしやいますように全然いまの制度に反対だから源泉徴収をすべきでない、したがつて自分は取られるのがおかしいということでも争つても、民事上の争いにもちろんなりませんし、またそういう

ようなものを予測しまして一体その場合にどうするのだ、だからこそ税法を改めると言われましても、私はなかなか御同意がでないわけでございます。

○村山(重)委員 そういふようなことを予想していただくまでも、現在納税者としての源泉徴収を受けている給与支払いを受けている人、この場合には自分で申告をする自主納税の制度というものがありませんから、納めないとはいひませう。まあ納めようというふうなことで源泉徴収義務者との間でいろいろトラブルが起る。皆さん方は源泉徴収義務者の方とは公法的な関係にありますから、それには納税を要求し、そして支払いをしない場合には三年以下の懲役処分の処罰ができるわけですが、今度はその問題で支払いを受ける者と源泉徴収義務者との関係は民事関係なんです。しかもその間のいわゆる遅延損害金というものは法定利率の年五分ということになる。それだけに判決はなつておるわけですから、そういう事態が起つた場合に困るのは源泉徴収義務者であつて、給与の支払いを受ける者は何らの損害は受けないわけですから、そういうような法律の仕組みにいまなつておるわけです。

それだけに源泉徴収を受ける給与支払いを受ける人は、納税者としての権利も義務も、きわめてこれは低い地位に置かれておる。権利も義務もそういう意味において一般の納税者に比べたら差別的な取り扱いを受けておる、そういうふうには言つていいんじゃないですか。あなた方の税法の理論というものは徴税をする側の理論である。納税者が憲法上の権利と義務、憲法十四条の規定、そういう自由権に基づいて、差別を受けないで申告をし、あるいは源泉徴収を受ける者がそれがいいという選択をするのであるならば本人の自由意思に基づいてそれをやる、そういうような制度、選択制の原理というものをいふならば、私はこの税法の理論というものがいつまでもいまの状態を續けていくことは間違ひだと思つておるのです。それに対して皆さん方のお考えというものは、

やはり従来の考え、実務上支障がないからいまのままで、解釈上はいろいろ問題があるけれども、その点は目をうつらつておらぬまいやう、猶予の原則も働かないような状態に放置しておるけれども、それは泣いてもらひませうというところではおかしいんじゃないですか。

○中橋政府委員 いまおつしやいました、泣いてもらひませうということとは一体どういうことかというのがこの問題の基本だと思ひます。確定申告をすれば税金が安くなつて源泉徴収をされれば高くなるかというところは、本来この問題としては何ら考慮するに値しない問題だと思ひます。自分では確定申告で納めるから源泉徴収をされては困るんだという主張は、現行法のもとにおいては起つてはならないことでございます。

もちろん立法論として先ほどから申し上げておりますように、源泉徴収制度をやめる、あるいはおつしやいますように選択制にするという道も可能かと思ひます。私はむしろ、そういう立法論としまして、源泉徴収制度というものは、やはり徴税という問題を考えれば、昔から言われておりますように、便宜の原則でございませうとか、徴税費の安い方を選ぶとかいふようなことを待つまでもなく、一つの考え得るお互いに便宜な方法として考慮に値する問題だと思つておられますけれども、立法論として起り得る問題とは別に、現行法のものとおきまして、確定申告を自分ではできないんだから、毎月毎月の月給から税金を取られるのは困るということをお互に言ふことと自分が私はおかしいと思つておるものであります。

○村山(重)委員 それは税金を取り立てる方の理論であつて、やはり選択制を認るような制度を考えなければおかしい、私はそういう意見なんです。ですから、一体現在の源泉徴収を受けている給与所得者は、では税法上から見れば憲法十四条に定める平等の思想というものの上から、これは平等の立場に置かれておるんだ、何ら差別はないというふうにお認めになつていらつしやるわけですか。

○中橋政府委員 源泉徴収制度がそういう観点か

ら違憲であるかという御議論はありましたが、これはもう最高裁の判決においても合憲であるというふうに認められております。

○村山(喜)委員 源泉徴収制度そのものが合憲であるか違憲であるかという争いは別にいたしまして、現実にそういうような不都合な取り扱い、事情考慮の原則というものが働かないというの、これは差別をされているんだということには皆さんの方ではお考えにならないのですか。国税通則法の四十六条、猶予の制度は給与所得者の場合には働かないで放置しておつてよろしいというふうにお考えなんでしょうか。

○中橋政府委員 国税通則法の四十六条を見ますと、この納税の猶予制度というのは、納税者の資金繰りに納税を猶予する必要があるかどうかというところを考慮する必要があるかと、今日におきますところの給与所得者がたとえはいま御指摘のように、四十六条に書いてございませうないろいろな事態が起こりまして、資金繰りというものを考えてみまして、一体どの程度の不都合があるかという判断でございまして、今日まで幸いにしまして、納税者についてそういう事態が起こつて資金繰り上非常に困つたという例は私は余り聞いたことはございせん。

御議論としまして、もちろんここに書いてある納税者は、給与の支払いを受ける源泉徴収をされる納税者は入っていないということでございますから、そういう御議論は成り立ち得るわけでございませうけれども、一体、そういう資金繰りという観点から申しまして、事業者たる納税者がそういう場合に際会します場合と、給与支払いを受ける者がそういう場合に際会します場合の資金繰りの事情というところを考えると、おのずと私は差異があると思つております。それが非常に支障を生ずるということでございませうけれども、もちろんそういう事例として考えなければなりませんけれども、私は実務の面から見まして、また今日そういった非常に資金繰り上困つたという事態をそんなに必要性を持つて考えておりません。

○村山(喜)委員 その資金繰りの上から、給与所得者の場合には病気になる、けがをしても、家族がそういう状態になつても何とかやり繰りがつくだろう。事業所得者の場合にはそういうふうないかぬからその点を見ているのだ。給与所得者の場合はやり繰りがつくだらうということである。そういうような制度が設けられていないように聞いていた。

ところが、交通事故なんかがありますね。実は入院をしましてこのごろは大金が必要なんです。あるいはこのごろ人工の腎臓などするようのがございまして、一日入りますともう大変ななで、一年間入つておられますと八百万円ぐらい入院費用を取られるわけですよ。そういうようなのが仮に出てきた。これは、もうそんなに金を貸してくれと出る。これは、もうなかなかありませんし、実際は困る問題が出る。そういうような場合には、いわゆる猶予の制度というのは給与所得者の場合には働かなくてもいいんだというのでは、これは法のものとの平等という点から言つてもおかしいんじゃないかと私は思つてゐるのです。

だから、そういうようなものについては、いろいろ検討をして直すべきものは直していくと前の高木さんが言われたのは、私はそういうところにあるのじゃないかと思つた。それを、いや、私はそういうような必要性は認めません。というふうな態度で中橋さんがおられるということは、前の高木さんよりも後退をし、税を取る側の城の中にかく立てこもつて、おまえたちは寄せつけぬぞというふうな構えのように見受けられてならないのですが、もつとあなたはその実情等を調べて、支障があるような事例でも一件でもあれば、法をそういう実情に合致して直していくのは何ら差し支えないことですから、もしあなたの方でそういうふうなことをやらないで、ただちだつて必要性がある場合には、天下を引っくり返すような法律の修正じゃありませんから、そう

いうような事情考慮の原則というものは給与所得者の場合でも働かせるといふぐらゐの修正は、各党一致でできる問題だと私は思ふのです。いかがですか。

○中橋政府委員 いまおつしやいましたような非常に多額の、たとえば医療費がかかるという事例はもちろん考えられないことはございせん。今日、一体、どういふような事例でそういう給与所得者が困つた事例があるかということについて、今後私も勉強してみたいと思ひます。ただ私が申し上げたいのは、事業所得者よりも給与所得者は、そういう場合における資金繰りについても、やはり組織体という中に入つておられますから、一個の事業者よりはいろいろな手だてもあるでございまして、そういう点も総合的に今後勘案して勉強したいと思つております。

○村山(喜)委員 では、この点は前向きで善処されるようなお話しに聞きましたので、今後私たちの方でも皆さん方の態度を見守つてまいりたいと思ひます。

そこで、次は必要経費の問題です。現在の制度で必要経費というものは、その所得を得るために必要なものが税法上認められた必要経費なんだ、こういう角度でできておられます。そこで、どういふようなものが必要経費で落とせるのかというのを、私はずつとこうして「確定申告の手引き」を読ましてもらつたのです。そうしたらこういうのが出てきました。事業者が商工会議所、それから商工会、商店会というふうなものに加入する、その場合の会費なり負担金なり、中には寄付金も入りますが、そういうふうなものはいずれも経費で落とせますというふうに書いてあります。そうなら場合に、それは自分の業務というものを遂行していく上において必要な組織のための経費、これは必要経費なんだ、こういう角度からそれは必要経費として落とせるんだというふうに解釈をしておるわけですが、そのとおりですか。

要な経費は、必要経費として認められます。

○村山(喜)委員 そういたしました場合に、これらのいわゆる商工会なり商工会議所、これは入らなければならぬという義務規定の団体ではございせんか。任意のいわゆる加入団体ですね。私は商工会に入るのはいやだからと、入らない人はおるわけですね。商工会議所にも入らない人もおるわけですね。商店会に入らない人もおるわけですね。その場合にはもちろん経費としては会費等は落とせないことは言うまでもありませんが、いずれも任意団体である。法律に基づいてつくられているとはいへ、その入らない人は個人の任意である、こういうふうにおつておるのですが、そのとおりですか。

○中橋政府委員 商工会議所は自由加入だつたと思ひますので、任意でございまして。

○村山(喜)委員 そこで、私はこれは職業上の団体だと思つてゐるのですが、そういうふうな皆さん方は、これは事業を継続していくために必要な団体というふうにごらんになるのですか、それとも商工会議所なりあるいは商工会なり商店会というものは職業上の団体だ、こういうふうにごらんになるのですか、いずれですか。

○中橋政府委員 職業上の団体と言われます定義は、私はよくわかりませんが、一つの事業をやつておられます。つまりは同業者の団体に加入いたしますとか、あるいは広く業の集まつた商工会議所の中に入るといふことである。いろいろな情報を得たりするといふことは、一つの事業遂行上の必要から出たものと思つております。

○村山(喜)委員 国税庁もそういうような事業遂行に必要な団体である、これは職業的なものではないのだという解釈ですか。その点はどうですか。

○横井政府委員 主税局長からお答えしたとおりでございまして。

○村山(喜)委員 外国の場合には、職業上の団体の会費というものは必要経費として認められておりますが、アメリカ、西ドイツ、フランス。その点はいかがですか。

○中橋政府委員 アメリカにつきましては職業上の団体の会費は控除を認めるとか、西ドイツにつきましては営利を目的としない職業上の団体の会費は控除を認めるというようなことはございすが、また一方、イギリス等におきましては控除を認めないというところもございします。

○村山(喜)委員 私も国会図書館のレファレンスで資料を取り寄せたのですが、いま、認めていないイギリスのことまでお述べになりましたが、フランスも認めるようになっておりますね。あなた方が税調の方にお出しになった資料の中にもそのことが書いてあります。とするならば、それらの国々においては、まあやり方はいろいろありますが、その職業上の団体の会費の中に労働組合の組合費が入っておりますね。いま労働組合というのは、ILO条約の批准をいたしまして、そして国内にありまして一つの法人格をとった団体が出てくるわけですね。まあ団結をする権利、結社の自由権というのは認めていますが、ILOの場合には団結をせざる自由権とか結社をせざる自由権というのは認めていないわけですね。そういう意味から言えば労働組合というのは、いまではもう職業上の団体としての地位を得ているのだ。労働組合があるのが普通なんであって、ないのがおかしいのだという状態がいまの日本の姿である。そうすると、その商工会に入った会費とか商工会議所の会費、商店会の会費あるいは商店街の振興協同組合の会費、これらは経費として認めながら労働組合費は経費として認めない、その思想は一体どこにあるのですか。どこに差をつけなければならぬ点があるのですか。

○中橋政府委員 労働組合が一般的になっておるといふことはおっしゃるとおりでございます。そのときに、労働組合費というものを一体給与所得を得るために必要な経費と見るか見ないかというの私は非常にむずかしい、ちょうどボーダーラインにあるところだと思っております。労働組合がたとえ労働者の経済上の地位の向上というこを目的にいたしますのであれば、果たして毎月

もらっておる月給を得るための経費なのか、その向上のために団結する費用をみんな分担しておるのかという問題があります。

商店会でございますれば、共通に道路をきれいにしたり明くしたりというようなのは商売上の話でございますけれども、給与所得を得るために必要な経費というところを厳密に解すれば、たとえば、私はこの点については余り詳しくございせんけれども、クローズドショップ制をとっておれば、これはまさに労働組合費といえますのは給与を得るために必要な経費として十分考えられるわけでございますが、だんだんとオープンショップ制になってまいりましたときに、一体それが給与を得るために必要な経費なのかという点については非常にボーダーラインにあるものではないかというふうな考えます。

ただ、それではそれを一団体的に見るかどうかという話になりますと、わが国は概括的な給与所得控除というのをやっておりますので、今日までそういうものが入るか入らないかということとを厳密に詰めたことはございせん。しかし、いま村山委員からの御質問について考えれば、私はそういうふうな思われま。

○村山(喜)委員 いまクローズドショップ制の問題、オープンショップ制の問題をお取り上げになりましたが、ユニオンショップというのがあるのですね。だから、労働組合というのは政治団体ではございせん、経済的な労働者の地位の向上のためにつくられる団体であることは、労働組合法の上に明記されておる。そういう立場から言うならば、組合が団結をし、交渉をし、そして賃金の引き上げ要求をする、そのためにそこ存在をするのが労働組合、経済的な地位の向上のために存在をする。とするならば、これは当然そういうような所得を得るために必要な経費をお互いに分担をしている職業上の必要な組織なんです。

いまボーダーライン層にあるとおっしゃるのものが、その認識は、これについてこれからいろいろな問題を検討しようということなんでしょうか、それ

ともボーダーライン層にあるからこれについてはまだ取り上げないのだということなんでしょうか。これは私は、一事務当局の考えではなくて、政務次官である森さんの方から見解をお伺いした方がいい問題だとも思うし、また大平大蔵大臣が答弁をなさる筋合いのものだとも思うのだが、まあ中橋主税局長は事務的な立場からボーダーラインだという意味の表現を言われたわけですが、森政務次官は、あなたの認識ではどういうふうにお考えになつておいででしょうか。

○森(美)政府委員 本問題に関しましては、私といたしましては実は初めて気がついた問題でございします。したがって、当然検討をしいかなければならない問題だ、前向きに検討してみたいと思ひます。

○村山(喜)委員 外国の事例等を十分調べをいたしまして、あなたがいまここでどういうふうなことをいいたしまして責任ある答弁ができる立場にないことは私はわかっておりますから、これ以上はお聞きいたしませんから、前向きに検討をしいただくように要請を申し上げておきます。

そこで、これは中橋主税局長にお尋ねいたしますが、いろいろ商店街等が一般住民のサービスのために簡易舗装をやつたり街灯をつけたりした場合は負担金は、これは必要経費として落とせるのだというところに税法上ではなつておりますね。いかがですか。

○中橋政府委員 税法から申し上げますと、いま御指摘のような例は繰り延べ費用としてある一定の期間からかりまして損金にするというのが通例でございします。

○村山(喜)委員 その場合に、そこに住んでいる商店街の形成者三十戸以上とかなくともそこにあるとします。その中には青色事業申告者の場合もあるし白色もあるし、それから商店会に入っていないけれども、そこに住んでいるサラリーマンがある。その場合のいわゆる経費は、これは青色事業申告者だけが受け持つてつくるものですか、それともそこに住んでいる人たちがつくるべきもので

のですか。

○中橋政府委員 事業者で白色の場合につきましては、そういうものの立証が行われれば標準外経費として認めるようでございます。われわれ給与所得者がその間に介在をいたしておる、われわれも現に前の道路が改修をされるについての分担金を出すという場合は、これは消費生活の処分でございますので、必要経費という問題は起こつてまいりません。

○村山(喜)委員 直税部長、白色事業者の場合には、それは経費として落とせますか。

○中橋政府委員 白色の事業者の方でございしても、事業の収入を得るために必要な経費であるというところでございします。ただ、御承知のように、特殊な事業者につきましては標準率を適用するというふうな場合がございしますが、そういう場合におきましては、主税局長からお答えしたように、標準外経費というところになる場合もございします。

○村山(喜)委員 そういたしますと、その商店街が一つのアーケードをつくつたり、あるいは自分の前を簡易舗装したり、あるいは街灯をつけたりするようなものは、経費として落とせるのは事業者である、サラリーマンの場合は経費としては落とすことを認めていないわけですから。したがって、それらの経費は負担をする必要はございせんね。

○中橋政府委員 その負担をするかしないかということは、恐らくその町内会なら町内会における話し合いによりましようし、またそういう決定が行われましても、自分はそういう商売とは縁がない話で、必要以上に明るくする必要がない、必要以上に舗装をする必要がないということでございますれば、負担をする、しないというのは、その人の判断にまつと思ひます。

○村山(喜)委員 私は、やはり東京のような大都会の場合にはそういうような権利意識というものがありましておりますから問題はなないとしても、田舎の場合の商店街などは、その商店街の方が中

心になつて寄付を求めるといふような形で、自分たちの負担金は経費として税務上落とせません。しかし一般のサラリーマンの場合には寄付という形で御協力をお願いします、こうすれば、そこに住んでいるサラリーマンは、それは商売人のことだからおれたちはかなわぬといふことで放置できないような事情にあるわけです。同じ町内会であれば何かの寄付をしななければならぬ。それは経費として落とせませんね。

だから、そういうような形の中で、そこにも事業をやっている者と一般の給与所得者との場合には開きがある、差別がある、こういうふうにするのです。税法の立場からはどうなんですか。

○中橋政府委員 いろいろ給与所得者が得ました収入の中から外に払うお金が多々あると思います。現実にはたとえ私どもでもお祭りの寄付をさせられるといふことはございます。そういうものを一全部外に出たから給与を得るための必要経費と考へるのは、税法の立場から申し上げますと誤りであると思つております。

一体、必要経費とは何かといふことは非常にむずかしい問題でございますが、やはり必要経費といふのは収入が上がつてまい、その上があることに応じましていろいろ投じなければならぬ経費、これが必要経費だと思つております。したがって、給与所得者につきましてもいろいろ社内におけるつき合ひもございましょう、あるいは町内におけるつき合ひもございましょう、あるいは、それはまさに収入となる給与とは縁のない話でございます、幾らそれに投じましても会社からくれる月給には変動がないわけでございます。そういうことになれば、これは一体必要経費の範疇に考へられるのかといふ問題がございします。

しかし、いずれにしても、そういう問題を一々個別に挙げてはなかなか判断がつきませんから、わが国の税制におきましては多目に給与所得控除をつけておるといふことで解決いたしておるわけでございます。

○村山(喜)委員 そういうような事実上の問題が

あるといふことを指摘しておきます。

そこで、次に教育費の問題ですが、憲法二十六条によりまして、「すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、ひとしく教育を受ける権利」を持つておるわけですが、義務教育は無償とする、こういう原則が憲法二十六条により定められております。民法八百二十条によりますと親の権利と義務が掲げられておりまして、親権者は子供の「教育をする権利を有し、義務を負う」ておるわけですね。そこで、この問題を教育基本法の第四条で調べてみると、「九年の普通教育を受けさせる義務を負う」といふことで、国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。だから、授業料の無償といふのは、公教育の中における国または地方公共団体が設置する学校については授業料を免除するといふのがここに決まっております。わけですが、学校教育法の六条で「学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国または地方公共団体の学校の場合には授業料を徴収することができない、こういうふうにして書いてあります。ということは、私立学校の場合には授業料を徴収する規定が学校教育法の六条で明記されている。

そこで、私は、一体この義務教育無償という原則から見ても、いま教科書も無償の取り扱いをされておりますが、それはそれを発展させたものかと思つております。とするならば、義務教育を受けさせる権利といふものは親にあるし、受ける権利は子供にある。そういう立場から見れば、親は公立の学校に子供を行かせようが私立の学校に子供を行かせようが、同じ公教育の中で義務教育といふものが学校教育法に基づいて公立であらうが私立であらうが行われているわけですね。親にはそのどこの学校に行かせるかという選択の権利がある。そこで、国やあるいは公立の学校に行かせる場合もあるでしょうし、私立に行かせる場合もある。その場合に、義務教育無償という原則から考へた場合には、公立の場合には授業料はたなだんです。私

立の場合には授業料は取りません。その場合に、その親の支払う私立の学校の授業料といふものは、これは親に選択権があるといふことを考へ、義務教育無償といふ立場から考へた場合には、これは義務教育という範囲から見る限りにおいては、公立であらうが国立であらうが私立であらうが同じなんだ。とするならば、当然義務教育無償の原則から見て、私立の学校の小中学校の義務教育の期間の授業料といふものは親の義務としてそれを行うわけですから、これは他の大学や高等学校の入学金や授業料とは別に特別の配慮をしてしかるべきではないかといふ考え方を私は持つのですが、それについていままで税務当局はいろいろ議論をしたことがございしますか、ございせんか、聞いておきたい。

○中橋政府委員 その問題につきましては是非はございまして、議論といふことでございしますれば、いゝわゆる教育費の問題としてずっとこれまでも議論をしてまいりました。その中で私どもの終始言つておりますのは、標準的な生計費の中に含まれます標準的な教育費といふものは、もちろん課税除外の範囲としていゝわゆる課税最低限の範囲において処置をするといふことでございします。で、その標準的な教育費といふものを越えまして、仮に親の選択とはいへ余分の経費を負担しておるものまで個別に税制上配慮するといふことはとり得ないといふことで今日まで参つております。

○村山(喜)委員 一般的に給与所得控除、そういうようなものの中で、教育は家計部門に関するものだからといふことで経費としては落とせないのだといふことを決めてある。これは税法上そういうような立場になつてゐることは私も知つております。

料という形で取らざるを得ない。しかし、国がその分を見てやるということもおかしいですが、親がそういうような学校に入れた場合にはその授業料ぐらゐはやはり必要な経費——義務教育ですから必要な経費として控除するといふ考へ方が義務教育無償の原則から言うならば私は正しい方向ではないかと思つたのですが、それについてあなたはどういうような考へをお持ちですか。

○森(美)政府委員 本問題につきましては、一応人的控除の面で、課税最低限で処置をしておる、こう考へております。

○村山(喜)委員 森さんのお立場もつらいところがあるでしょうから、それ以上のことはいへないんだらうといふことで、先ほど主税局長が耳打ちをしておつたようでございますので、追及はいいたしませんで、これは保留しておきます。

そこで、最後になりますが、医療費控除の問題でございます。

今度足切り限度額を引き下げて、そうして課税の限度百万円を二百万円に引き上げたわけですが、この中でいま問題になつております歯科医師会の問題でございますが、きょうの朝日や読売に、次のような通達が出ておるといふようなことが新聞で明らかになつてまいりました。四十八年の八月の二十七日付で、中原会長名で二五%ないし三〇%の差額は実力行使によつて取るのだ、そしてそれは脱税保険体制を一步前進させるという意図なんだといふことが書いてあるといふのが記事として出されてゐる。そうならば、一体いまの医療費控除の問題はどうなるのか。

保険診療を受ける場合に差額徴収という形のものが歯の場合にはあるわけでありまして、そういう場合には、自由料金がたてまゐになつてゐる、徴収書をくださいといふことを言えば一割増しのお金を支払せられたという例等も出てゐるようでございます。一体そこら辺に対して国税庁は、歯科医師会がそういうような通達を出してそれが現実に生きている証拠には、あちらこちらでトラブルが起つてゐるわけですね。といふことは、

保険診療によらない、自由診療のものが相当この
ごろあるということを考えた場合に、医者の社会
診療報酬に対する非課税措置の問題、それから自
由診療によるそういう医師の収益の問題、こちら
辺の実態は調査をしているのかどうか。特に通達
が出されました四十八年の八月二十七日以降、九
月の一日から実施しているようでございますが、
そういうような状態にあるということは皆さん方
は調査をし、実態を押さえておったものかどうか。
その通達の所在が明らかになったというのは厚生
省はこのごろになって知ったようなことが新聞に
出ているようですが、税務当局はこの事実をどう
いうように知っておったのか、明らかにしてい
たい。

○横井政府委員 お答え申し上げます。

問題が実は二つあるかと思うのでございます。
一つは、治療を受けられた方々の確定申告に当
たつての問題でございます。現行の制度におきま
しては、治療費につきましては医師等の証明書を添
付し、あるいは提示をして確定申告をしていただ
くということになっております。実際の場合にお
きまして、問々医師の方から証明書が出ないとい
う場合がございます。この場合におきまして、税
務の第一線におきましては、治療が行われてお
るという事実あるいはまた納税者の方の申告されま
す治療費が相当なものであるという心証、この辺
を踏まえて確定申告してある場合もあるよう
でございます。しかしながら、税法では医師等の領
収書を添付するあるいは提示するということにな
っておりますので、私も納税者の方に極力領収
書をお持ちになるようお願いをしておるとい
ふのが実情でございます。

第二に、歯科医師あるいは医師等の課税でござ
います。けさほどの新聞にございまして、通達
については、私も実は承知しておらなかった
わけでございます。ただ、しかしながら、医師あ
るいは歯科医師につきましてはかなり税務上問題が
あるというような認識はかねてから持っておるわ
けでございます。私も実は重点業務というこ

とで国税庁から第一線を指導いたしまして、この
調査を必要に応じて十分行うように指導してお
る。こういうことでございまして、毎年の調査の事
績等を見ましても、医師、歯科医師につきましては
相当な実績があらわれておるといふのが実情で
ございます。ただいま手元に数字はございませ
んけれども、そういうふうな体制で重点的な調査を
いたしておるわけでございます。

○村山(憲)委員 私は、やはりこの問題は社会保
険診療収入について経費制度を設けて二八%しか
課税をしないという形になっておるわけござい
ますが、そういうような意味で、自由診療による
分はこれは的確に収入を押さえ、そうしてそれ
に要した経費を調べ、的確な課税を行わなければ
ならない立場に国税庁はあると思うのです。

それが、四十八年の八月二十七日に出した通達
を、いままでも新聞に載るまで知らなかったとい
うようなことでは、これはやはり課税当局としては
怠慢ではなかったか。それに基づいて九月一日か
ら自由診療の部門がふえて、そしてよい収入
が徴収されているということが明らかにした以上
は、それについての確かな調査をする。ただ重点
業務としてそれを指定するというだけではなしに
やるということがこの際必要ではないかと思うの
ですが、それについてどういふふうな取り組みを
なさる決意でございましょうか。その点を明らかに
していただきたいと思います。

○横井政府委員 通達は存じなかつたのでござ
いますけれども、医師、歯科医師につきましては、自
由診療の場合の問題あるいはまた差額徴収の問題
があるということは十分私も事実認識をいたし
ておりました。そのような立場から、先ほど申し
上げましたように重点的な調査をこれまでやっ
てまいったところでございます。

しかしながら、ただいま御指摘をいただきました
ように非常に問題が大きいということござい
ますので、今後とも申告の指導、それから調査、
これにつきまして重点的にやってまいりたい、か
ように考えております。

○村山(憲)委員 もう時間がありませんのでこれ
でやめますが、最後に、資料の問題でござい
ます。日本のいわゆる課税の最低限度額は世界でも冠
たるものだという資料を、主税局が出しました「税
制改正のあらまし」の二十三ページで、国際比較
したものをわれわれはいただいているわけ
です。百八十三万などというものは、世界じゅう探して
もどこにもありませんという資料でございます。
ところが、調査をした時点が一体いつの時点のも
のなのか。日本の場合には昭和五十年、他の国の
場合には一九七二年ぐらいの資料を並べて、これ
で見なさいということでは、どうも客観的な資料
として活用ができません。

たとえば「日銀調査月報」の二月号によります
と、フォード大統領が議会の方に要請をしまして
七五年の税制改正によりまして、低所得者の税
率の引き下げとか基礎控除の引き上げとか、こう
いうようなものによりまして百六十五億ドルの減
税をやるうとしておられるわけですね。そうなつてき
ますと、いまのアメリカの給与所得の中の基礎控除
なり扶養控除、こういうようなものが一体どうい
うふうになっているのかというふうなものも調べて
みたのですが、どうもそういうふうなもので対比
をしてみますと、一割以上の減税を所得税の部門
については行っているわけですね。あるいはまた
七四年分については、個人所得税の納税額の一二
%を現金で還付をする。これが百二十億ドルだ
というふうなものも出ておられるので、どうも客観
的な対比の資料として、皆さん方からお示しをい
ただいたものと、いま現実に実施をされ、あるいは
はされようとするものとの間には、これは時間的
な違いもあるし、調査の時点も違いますが、余
り客観性がないのではないだろうかという気がし
てなりません。これをアメリカの所得税収入から
見た場合には、この減税の額も一割五分ぐらいに
なっているようでございます。そういうふうな
ものから言うならば、どうもそこに出してある数
字というものは余り信憑性がないものではないだ
ろうかという気がしてなりません。

そこら辺については、今後御提出をいただきま
す場合に、十分われわれにもなるほどなあとわか
るような資料をお出しいただきたいということ
を要請申し上げておきますが、その点はいかがで
ございますか、簡単に御答えをいただいた上で私の
質問を終わりたいと思います。

○中橋政府委員 今後とも私もできる限り一
番最新の資料に基づきまして、いろいろな御議論
をいただきたいと思います。

ただ、先ほどおっしゃいました課税最低限の資
料も、ことしの二月現在の各国の税法に基づいて
算出をいたしております。したがって、まだ
現在実施されていない改正法案については全然考
慮いたしておりませんけれども、現在実施中の税
法については一番新しいものをとっておるつもり
でございます。

○上村委員長 増本一彦君。

○増本委員 先ほどからいわゆる勤労者、サラリ
ーマンの確定申告の問題が議論になっておりまし
たけれども、ちょっと村山委員の御質問に関連し
て、二先に伺っておきたいと思うのです。

先ほど村山委員が例を引きましたいわゆる源泉
徴収義務者との関係で、徴収をしなかった場合、
そのときの税務署長との関係はどうなるのかとい
うことをまずはっきりさせておいてください。

○横井政府委員 国税庁といたしましては、国会
で民主的に定められました法律を執行する、こう
いう立場にあるわけでございます。そこで、源泉
徴収義務者の方が源泉徴収をした、あるいはしな
かった、それぞれの場合におきまして、給与の源
泉徴収税額を納付されたいという場合におきまし
ては、法律に基づきまして徴収をすると同時に、
不納付加算税等をいただくというふうなことに
なっております。

○増本委員 はっきりしないのですけれども、法
律はわかっているのですが、答弁ではっきりさせ
ていただきたいたいののは、税務署と源泉徴収義務者
との関係がどうなるのかということを知りたい
のです。

○横井政府委員 税務署長は源泉徴収義務者に対して納付の告知をいたしまして、適正な源泉徴収税額をいただくということになるわけであります。

○増本委員 そこで、一方で給与所得者の方で、今度は、自分は源泉徴収義務者との関係では徴収がされていないからということで確定申告を出してきた場合のその処理はどうなりますか。税務署の方は源泉徴収義務者から納付をさせる。しかし、片方の給与所得者の方は、いや私の方は払っていないからということで確定申告をする。想定するケースは、村山委員の場合には結局そういうケースであつたと思うんですね。そういうケースになつた場合に、その確定申告の取り扱いその他はどうなるのか、こういうことであります。

○横井政府委員 源泉徴収義務者から税金を納められておるわけでございますから、したがいましめて、確定申告に伴います税金は還付をするということになつております。

○増本委員 だから、いわゆる民事的な使用者と雇用者との関係だけが起るんだ、こういうことになるわけですね。

そこで、先ほどもう一つ問題になつたのは組合費の問題で、組合費を経費として認めるかどうかというのはいわばボーダーラインだというお話が一つありましたが、私もこれは経費として認めて差し支えないものだという考えを持っています。

それはどういふことかと言いますと、一つは、いままでの主税局長のお話を聞いていますと、結局、給与所得者が給与を得るための経費として認められるかどうかという、このところが物差しになる。それは使用者と一給与所得者なり被用者との間の雇用関係だけの問題で考えておられるように私は感ずるのですよ。しかし、いまは雇用契約で労働条件をどうするあるいは給与額をどのように決めるという場合には、これは労働組合法やその他労働関係法のたてまえからいいますと、労働者そのものは個人としてはきわめて力が弱いか

ら団体をつくつてそこで交渉をして、その団体の力で労使対等の関係に立つて一定の基準を決める、それを個々の労働契約の効力として認めていく、こういう立場になるわけですね。そのことを前提にして労働関係法というものはでき上がっているわけですね。

そうすると、労働契約関係そのものが予定しているのは、そういう団体交渉等の組織的な交渉や活動を通じて決められていくことが前提になつておりますから、それが労働契約関係だということとはもう不文の前提になつていふと思うんですね。そうすると、その団体的な労働組合そのものを維持していくための経費としての労働組合費というの、労働契約関係を決定していくための最も基本的な経費であるし、だから給与所得者のものであるための必要経費だというのは理論的にもきわめて筋が通つて、ボーダーラインどころか、まさに文字どおりの必要経費ではないかというように考えるのですが、その点はどうなんでしょうか。

○中橋政府委員 雇用者の地位に立ちまして労働を提供すれば、それに対して対価が与えられるというの、これは当然のことでございます。したがいましめて、給与というのは動機れば与えられるものでございまして、労働組合があつてもなくてもそれは適正な報酬というのが与えられてしかるべきであるという意味におきまして、私は必要経費でないだらうという気持ちに非常に強く持つわけでございます。

しかし、おっしゃいますように、労働組合の団結ということがあつてその給与水準の上昇ということが図られておるといふ地位に着目いたしますれば、それが組合なかりせば一体どの程度の給与になつて、組合があることによつてその上積み分がどの程度になるかというような分別をしなければ、本当に全体の給与を得るために必要な経費ということを判定し得る道はなかなかみづかしいではないかという気持ちでありますから私はボーダーラインと申し上げたのでございまして、組合

があるということあるいはそれが一般的であること、またその団結によつて労働者の経済的な地位が上がる、それは毫も否定いたしません。しかし、その与えられる給与というものを得るための必要経費という観点から申しますと、やはり若干の疑問が存するという意味で申し上げたのでございます。

○増本委員 その若干の疑問とおっしゃる意味が実は私の方がよくわからないのですよ。つまり、確かに雇用契約があれば、それはその労働の対価を払わなくてはならぬといふのはそのとおりですよ。しかし、それそれ税法で給与というものに着目するときはきわめて具体的なものでしょう。その人のサラリーが一月十万円なのかどうかという、そのところに着目するわけでしょう。それはとりもなおさず所得そのもの、だからそういう意味で具体的にみるわけですね。あるいは毎年毎年の、あるいは毎月毎月のサラリーが引き上げられる、あるいはアップしてくる、あるいはそれが得られる要素として労働組合が存在する限りは、それに常にならざるが参加しているということとは否定できない事実だと思つてます。

だから、それはボーダーラインだけれども、必要経費となるかどうか若干の疑問があるとおっしゃるけれども、まさにそうじゃなくて、具体的に決められた具体的なサラリーそのものの得られる要素、得るためには労働組合がその労働契約関係そのものの決定に参加をしているわけですから、だからそれは文字どおり必要経費そのものではないかといふことは言うんですが、その若干の疑問というところをもう少し詳しくお話しいただけますか。

○中橋政府委員 突然のお話でございました、またわが税制におきましてはそれを一々詰める必要はないので、先ほど来私見を交えながらお話を申し上げておりますから若干の疑問と申し上げたのでございまして、基本的に一体必要経費とは何かということになりますれば、これは先ほど村山委員にお答えしましたように、一つにはその収入を上げるためにいろいろ前提となつていふ必要

な経費がございまして、それから、そういう収入を上げるにつくまゝして、おおよそ収入を増加させるについては経費も増加するといふようなものが必要経費として考えられると思ひます。そういう観点から申し上げれば、被用者として労働を提供する雇用契約といふものの存在そのものによつて給与というものが払われるものでございまして、それはいささかも労働組合費とは関係がないだらうといふことをまず第一点考えるわけでございまして、それから、労働組合費を投ずれば給与が上がるかといふことになりまして、私はそんなことは直接の結びつきはないと思ひます。労働組合はいろいろな活動をするわけでございまして、そのための費用を賄うために労働組合に払うわけでございます。収入を上げるために、給与を上げるために労働組合費を払つておるといふようなものでないでございまして、私はそこでは必要経費ではないという気持ちを持っておるものでございまして。

○増本委員 事業所得者の場合の必要経費だつて、その収入を伸ばそうと思つて経費をかけたつて伸びないときだつてあるわけですよ。だから、これは組合費を払うからベースアップができるとかできないといふんじやなくて、その給与所得そのものを得るための必要経費かどうかといふことがいま問題になつていふわけでしょう。その結果でそれが必要経費になつたりならなかつたりという、そういうものとして必要経費の本質が論じられるわけではないですね。だから、そのことを理由にされるというの、私はおかしいと思つてますよ、いまそのことを最後におっしゃつたのは。そうじやなくて、私が言つていふのは、労働契約関係といふものは、これは労働組合といふ団体が参加することによつて決められるわけですよ。だつて、労働組合法を見ましてもそうでしょう。労働協約で決められた水準に従つて個々の個別的な労働契約そのものが決められるんだということになつていふ。就業規則にしろ、労働組合の意見を聞き、同意事項までとつていふところだつて

あるわけですね。それによって労働契約関係そのものが決まるんだということになっている。ですから、そういうように個々の労働契約関係というものは、すべからず労働組合という団体との交渉の結果によってそれぞれ規定されてくるものなんです。やはりその中心が賃金の問題でもあるし、あるいはそのほかの待遇条件の問題でもある。だけれども、この給与所得という問題で考えれば、これはもう賃金そのものではないから、そういう形で個々の労働契約関係に決められてくるわけですから、その団体を維持する費用というものは、とりもなおさず給与所得を得るための必要な経費というものに現在はないという。だから、そこには私はいささかの疑問もないという。なんでも、何か御意見があったら申してください。

○中橋政府委員 これは繰り返すようになりますが、その意図として、おっしゃいますように、労働組合が給与の決定に非常に力があることを前提としながらも、労働組合費を多く払えば払うほど給与が上がるものではないというのを思えば、そういう必要経費というのとしてこれを見るのはおかしいのではないかとこのように思います。意図としては、収入を多く上げるために投じてまいりますそれが必要経費でございませう。したがって、それでは労働組合費をどんどんつぎ込めば、それに応じて給与が上がるものでもない。そこに私は非常に疑問を持つのでございます。

三〇%というような線を大体決めるとかいうようなぐあいになるわけですね。それ以上になると過大経費かどうかというところが常に議論になる。これで私なんかずいぶん頭を悩ましたけれども、そういう問題があるわけですね。

だから、組合費をたくさんつぎ込めばつぎ込むほど賃金が上がるかというところが問題じゃなくて、労働組合だつても何とそんなにたくさん組合員から組合費を取りましよう、それでやりましようというところが問題じゃなくて、いまある労働者自身の中で社会的にコンセンサスが得られる妥当な範囲、大会などでも決められ、あるいは規約でも決められて支出されているという労働組合費というものを前提にしての話なんで、そういう労働組合費というものはまさに必要経費として、文字どおり経費性を持ったものだということなんじゃないですか。だから、つぎ込めばつぎ込むほど収益が上がるか上がらないか、この二つが必要経費かどうかの基準なんじゃないか、この二つに話になるというの、これは経費論そのもののについてやはり現在の実際の税務実務上の関係を踏まえた議論ではないかというように私は思うのです。

○森美政府委員 いま労働組合費が経費かどうかという問題をちよつとわきに置いてもらいます。私も終戦直後に、労働組合ができて、会社の幹部として、こんなものがあつたら一体経営はできないじゃないかという悩みも、苦しみもしたわけでございます。その後三十年たちますと、やはり組合と資本家というものが本当に定着して、お互いにそれがあつてこそ企業の発展もあるのだという考えに、三十年間でいまいやうやく到達したわけでございます。

その意味におきまして、先ほど答弁申し上げましたように、この問題、私初めてこの事態にぶつかりました。真剣に研究をさしていただきたいと思います。

○増本委員 終止符を打つための答弁ですか。この点は研究していただく、あれかこれかというこのボーダラインで底上げするの、か下にずりおろすのか、両面を含めた検討じゃなくて、私は、いま政務次官のおっしゃったように、文字どおりこれは定着している問題だという前提に立つて、ひとつ前向きに採用するという立場で検討していただきたいのです。

ただあと、組合費としての経費額を、どこが妥当かというところの問題というのがある。ならうと思うのです。これが過大になるのか、ならないのか、そのことを局長は心配しているようなんでね。そうじゃないのですか。だって、たくさんつぎ込めば給料が上がるか上がらないか、言つたのはそういう意味でしよう。局長は労働組合の経験がないからですよ。私は労働者の良識にまかせていいと思う。大体組合費というものは大会決定なんですからね。だからその点を、それじゃもう一度、政務次官にひとつ約束していただく立場で伺いたい。

○森美政府委員 検討させていただきます。

○増本委員 そこで次に、今回の改正で、附則の二条で、改正案が成立したら一月一日にさかのぼって施行される。こういうことになりました。しかし、ひとつ検討していただきたいのは、現に給与所得者については、一月、二月、三月は現行法で徴収されるわけですね。四月以降しか給与所得者の源泉徴収については効果が及ばない。事業所得者については、七月と十一月でしたか、予定納税の関係からもうすでに減税効果が及んでくるといふ面がある。給与所得者の方は年末調整が確定申告まで待たなくちゃならないというの、そういう点でもこの点は配慮してあげていいんじゃないか。

事業所得者が予定納税で、そこから減税効果が及んでくるといふのであれば、大体同じ時期をにらんで、少なくとも夏の一時金の段階で仮精算のようなことも考えてよろしいのじゃないだろうか。その点は源泉徴収義務者の方であんばいすればいいわけ、そして最終的にちよつと取りそびれたという分は、これは年末調整で全部やるわけですから、そういうことで国庫収入そのものにも影響がない問題ですから、この点はひとつ政府の方で修正するなり何なりして手だてをとった方が、よりベターであるというように私は思いますけれども、どうでしょう。

○中橋政府委員 今回、財源的にも許されましたので、おっしゃるような改正の各種の控除を暦年全体に及ぼすということを考えております。その際、いま御提案のようなことをやるとしますと、いままた増本委員がおっしゃいましたように、仮精算をやるということがどうしても一回必要になるわけでございます。

それをたとえば六月なら六月にやるということは、いわば年末調整的なことを一回そこでやりまして、また年末に年末調整をやるということでございます。それから、それは一つの御提案とは思いますが、やはり年末調整をいずれやるわけでございます。では、たとえばお盆の手当を出しますときは、現在在年末調整の形式でございませう。非常にラフなとり方をいたしておりますから、特に詳細なる調整ということはやらないで年末に調整をする。もちろんその間にいろいろ給与も変動いたしますから、そういうものも合わせまして年末一回にやるといふことで御提案を申し上げておる次第でございます。

○増本委員 先ほど源泉徴収制度についての弊害があるのかないのかという議論がありましたけれども、一月、二月、三月というわずから三月分の、しかも今度のは三減税というわけですから、その効果そのものから考えると大きなものとは言えませんが、しかし、やはりそれが事業所得者などの確定申告の場合には、あるいは退職所得者なども含めまして、予定納税やその他の関係でいけば、一回のチャンスで一定の減税効果が——これも翌年の確定申告で精算するという関係になりますから仮のものであるけれども、減税効果はやはり受けることができる。ところが、たまたま源泉徴収である、しかも源泉徴収の納税者が圧倒的にいま

多いというこの段階で、年末調整まで三カ月分にしるお預けだというのは、これもやはり一つの弊害じゃないですか。

したがって、一応六月に仮精算する。これは税務行政上は煩瑣になるわけじゃなくて、源泉徴収義務者には無理を強いることになりまずけれども、年末調整や確定申告という問題が起るから仮精算というぐあいになるわけですが、しかし、そういう形で減税の効果を均てんして納税者全体に及ぼすチャンスをつくるということは、これがきめの細かい一つのやり方ではないかというように私は思うのです。考え直していただませんか。

○中橋政府委員 これは、きめの細かいという配慮に当たることは確かでございますけれども、きめの細かきによりまして一体たとえば六月なら六月に仮決算をやる、それからまた年末に一年間の給与について総決算をやるということに値するかどうかという問題でございます。

御指摘のように、やはり源泉徴収義務者の手続としまして、一回そこで年末の給与についてやるようなことをたとえば六カ月間の給与についてやるわけでございます。それで、六カ月分の給与で暦年前半のものが完全に精算をし得て、あと年末調整においてはほとんど過不足がないといううな状況が期待できれば、またそれは一つの意義があるかと思いますが、年間におきましては、ベリースアップもございまして、昇給もございまして、やはり年末においての若干の過不足の調整といたことは避けがたいと思います。そうしますと、一、二、三カ月分のもので、その中で過不足として調整をするということ、そんなに早くやらなければならぬほどの大きな金額でない、いわば、おっしゃいますような、そう大した効果がないということでございますので、あえてそれだけの手数を源泉徴収義務者にかねかつたというのでございます。

○増本委員 ここで私が先回りして大したことがないような話をしたのは、私はミニ減税だから大したことはない、こう言っているの、あなたが

それに乗っかるのはいかがかと思うのです。では、一—三月の源泉徴収のいわば増差額といいますが、この分は幾らになるのですか。

○中橋政府委員 たとえば、夫婦、子供二人で、社会保険料控除後の給与月額が十五万円あるいは二十万円の人のについて、仮に改正案によります源泉徴収税額を出して現行の税額と比べてみますと、月に六百七十円差が出てくるということになります。

○増本委員 それと、年間のベリースアップもあるから、ここで六月に源泉徴収義務者に仮精算のようなくことをやらせるのは、効果から見ても、と酷じやないか、そういうお話ですけれども、大体六月ぐらいの時点になれば、例年であればここで春闘の山場は大体過ぎるでしょうし、それ以降のあれというものは、年次昇給の分が残っているとるも若干あるかもしれないけれども、全体としては一応の増進はわかつてい。だから、ここで仮精算を六月にやれば、年末調整でねじりはち巻きでやるアルバイトの分が、いわば分散されるという点もあるんじゃないですか。だから、ここでその点の配慮も考えれば、決してその面で特別強いものを源泉徴収義務者の側に事務的に強いといううことでもないように思いますが、どうなんですか。

○中橋政府委員 いま御指摘の、年間給与の変動要素の最後に実は年末のボーナスがございまして、この増進によりまして、過不足額というのはいかなり変動を生ずるわけでございます。それから、金額よりはむしろ一回一回そういう仮調整をやるということの手間はやっぱり一回一回でございます。年末調整と二回やる必要があるのかどうかということになります。やはり源泉徴収義務者の手間の給与総額を出してみまして、それに新しく設ける税額表を適用してみまして、またそれから過去に納めまして税額との過不足額を見てみなければならぬということでございますので、手間としては金高よりも大きなウェイトがかかるという

ように思っております。

○増本委員 それでは、これは委員長にお願いしますが、ひとつ理事会でも御協議をいただきたいと思ひます。

次に、老年者控除の適用条件の所得限度が二倍に引き上げられたわけですが、私はこの種のものについては、皆さんも福祉重視というのを言われて、そこからの発想があるのだろうと思ひますが、ひとつ税額控除でもっと具体的に減税効果がお年寄りなどにはつきり波及できるような手だてに変える方がいいんじゃないだろうか。この所得限度額の二〇%なら二〇%、これはは税額控除だということと認めてあげるといことの方がより福祉的であると思ひますが、そういう制度に改めていく御意思はありませんか。

○中橋政府委員 この種の特別の人的控除につきましては、昭和二十六年に採用しましたときには、おっしゃるような税額控除で発足をいたしました。それからずっと経過をいたしまして、たしか昭和四十二年に現在のような所得控除に直したわけでございますが、それまでに私も経験をしたいたしましたことでは、確かに税額控除というのもこういった人的控除に与える一つの方法とは思っておりますが、どうも理解を十分得がたいという難点を私どもは痛感したわけでございまして、

と申しますのは、一般の課税最低限は所得控除でございまして、これまでの収入であれば所得税はかからないということが端的にわかつたわけでございますけれども、税額控除になりますと、一たんずつと計算をしてみまして税額を出してみ、そこで初めてこれで税金がかからないとか、追加的納税が幾らであるということがわかるわけでございます。もう少し端的にわかる方法はないのかといううことも言われたわけでございまして、

それからもう一つは、毎年毎年の減税で、たとえば税額控除を何万円というふうに決めておきまして、各種の人的控除の引き上げ等によりまして減税をやつてまいりますと、一たん決めました何万円という特別の人的控除の重みというの、そ

の金額をそのままにしておきましても、ますますの金額が相対的に大きくなるわけでございまして。したがって、かなり長い間税額控除の金額というのを据え置いてきたわけでございまして、これがまた一般の方々にはなかなかわからなくて、税額控除の金額をそのまま据え置いておるといのは、あたかも特別の人的控除について十分の配慮をしていないのではないかと御批判もあつたわけでございます。そういうことを考えまして、昭和四十二年から所得控除にしましてわかりやすく、しかも随時これを引き上げるといことで配慮をいたすということも今日も考えております。

○増本委員 よりよい制度を私たちみんなで考えて、本当にストリートに福祉が税制の面にも及んでいくという、このことはやはり積極的の追及していく必要があるだろうと思ひます。

それでは次の、医療費控除の足切り限度が定額で五万円になりましたけれども、私たちは前から足切り限度は廃止すべきだということを申し上げているわけですよ。しかし、依然としていまでも——この十万円が五万円になったといことは一つの前進ですけれども、もう全部こういうものを廃止して、小額でも認めていくというふうにしてあげることがよりよいことではないかと思ひますが、そういうお考えはないのですか。

○中橋政府委員 その点にしましては、課税最低限との関連がございまして、たとえば現在の寄付金控除というのは、一万円という非常に低い足切り限度でございまして、寄付金というのは、本来、いわば課税最低限の基礎となります標準的な生計費という問題のときには一応考慮外に置かれておりますから、特定の寄付金についてインセンティブをつけるということになりますれば、こ

ういう低い足切り限度でも妥当であるといふうに思ひますけれども、かなりの金額が家計費の中に入つておるという医療費につきましては、課税最低限の中で賄われる医療費と、それからそれを上回りますところの所得減税要因としての医療費控除といううなことを考えますと、ある程

度の足切り限度というのはやはり設定せざるを得ないわけでごさいます。その足切り限度というのが一体適当かどうかというのは、五％というものと、それから現在の標準的な家計の中に入っている医療費というものが、一体どういうような状況であるのかという点から比較、決定をしなければならぬ問題でございます。

私どもが五万円という点を考えましたのは、家計費の中にいわゆる医療費として支出をせられておりますものが、これは実は薬局で買います薬も含めまして、四十八年には三万七千円くらいでございまして、五十年になりますればこれは五万円くらいになりますけれども、本来医療費控除としてカバーしなければならぬものであれば、もっと少ない金額でも家計費の中に入っておりますものとしては考えられるわけでございます。そういうようなものを勘案いたしまして、五万円という足切りを設けたわけでございます。

○増本委員 この種の問題になりますと、みんな人的控除でカバーしている分があるということをおっしゃるのですが、人的控除でカバーしている分というのは、考えられるものは何と何なのですか。さつき政務次官は教育費のことを言いましたね。ほかに何かあるのですか。

○中橋政府委員 それは、家計調査におきましてこの消費支出については、最近におきましてこの家計のレベルを反映いたしまして、実はこれを見てみますと、私どもとしても雑費の面が非常に多くなつたという感じを持つほど、貯蓄を除きまして、あらゆる費目が入っております。

○増本委員 ですから、その中で考えられる費目をちよつと調べてみて下さい。全部そういうものが込みで入れられちゃつて、こゝまでは全部それで見ていますからと言つて、どうも超過していきいんじやないですか、一つ二十六万円だもの。四人家族、標準世帯でいったって百四万円でしょう。だから、火の車だという実感から見ると、何でもそういうものは込みで入っていますという御答弁では、だれも納得できないと思うのです。

○中橋政府委員 現在の家計調査の中に入ります費目は、食料費、住居費、光熱費、被服費、雑費などございます。入っていないのは、むしろ貯蓄でございます。

それで、私どもが課税最低限を考えます場合には、こういった家計調査をもとにいたしまして、私は、先ほど申しましたように、今日の家計調査は、たとえば所得税が一・五人でございまして、その費目につきましても多額の雑費を含んでおるといふことから、完全にカバーしなければならぬと思つておりません。しかし、最近の課税最低限と家計調査の関係から申しますれば、かなりこれをカバーいたしておると思つております。

○増本委員 人的控除の額を決めるときに、いままで当委員会などでも議論になつてきている医療費の問題とか教育費の問題とか、その他いろいろ挙げられてきましたけれども、そういうものは全部人的控除で考慮しているというお話も出てくるわけですが、それでは、そういうものを金額としてどの程度見込んで人的控除の額を決めていられるのですか。

○中橋政府委員 これは前回もお答えしましたけれども、たとえば先ほど申しました家計調査におきましては、教育費は年間約四万円くらい見込んでおりますとか、住居費としましては年間約五万円くらい見込んでおるとか、いろいろあるわけでごさいます。そういう個別の費目を賄うために課税最低限を積み上げてはおりませんで、私どももいたしますれば、こういう家計調査によりましてこの消費支出というものを全体的にとらえてみまして、それをもつて課税最低限を考え、また、その課税最低限をどういふような控除をもつて組み立てていけばいいかということに従来やつてまいりました。

○増本委員 そこで一番中心になるのは、いわば生きていくための最低限の食料費です。それから住居費でしょう。必要な被服費もあるでしょう。それから教育費もあるでしょう。そういうものを

を積算しただけで人的控除で賄い切れているのか。だから、賄えない分についてだけ一応医療費控除というものを設けているんだということになるんだらうと思つておられるけれども、本来のこういう制度のたてまえ、特に医療費なんかの場合ですと、健康を害するからお医者さんなどに診てもらつて、病気を治す、そういう意味では、食料費や住居費などと同じように、生存を維持するための最低の経費といひますか、そういうものであるわけですね。これに足切り限度を設けるといふことが私には本当に納得できないのです。理解できない。足切り限度を設ける理由はほかにあるんじゃないかと思つておられる。たとえば、あんまり少額のものもいろいろ出てくると、税務の執行上からどうも煩瑣になつてぐあいが悪い、だから一定の額でとめているんだという、本当の理由はそつちの方にあるんじゃないかと思つておられる。その点はどうなんですか。

○中橋政府委員 もちろん、そういった配慮も必要でありましよう。しかし、先ほど申し出ておりますように、たとえば家計調査におきましてこの保険医療費というのは四万円くらい出しておりますから、それを五十分分であれば五万円程度になるだらうということ、標準的な家計の中における医療費を頭に置きまして、それは標準的な家計を頭に置いた課税最低限で賄つてもらうのがしかるべきではないかという考えでございます。

○増本委員 それならば、来年度以降の税制の中にも人的控除はもつと大幅に引き上げられますか。これは政務次官、どうですか。

○森(美)政府委員 当然物価にのびまして考えなければいけない点は、考える必要があると思つております。

○増本委員 私が言っているのは、物価が上げれば物価の分だけという意味じゃないのですよ。足切り限度というものが医療費なんかについて残されている、それはその分については人的控除で見ているからだ、こゝ言うわけですね。先ほどお話を

にもありましたように、医療費そのものが、薬価にしましてもあるいはそのほかの面でも、非常に高くなつてきているという事実は間違ひありません。だから、そういう面での負担を考えますと、結局、人的控除で賄つておられるという線を貫かれます。したがって、当然人的控除の面をもつと、そういう意味でも考慮していく、単に物価調整的に上げていくということにとどまらず必要があるんじゃないか。

もう一つ言いますと、たとえば標準世帯、四人家族で百八十三万円ということをおっしゃるわけですが、結局、人的控除の分というものは百四万円、あとはいわゆる社会保険料や給与所得控除などのいわば経費です。その経費が四三％くらいを占めて、それで結局百八十三万円というこれになるわけですよ。だから問題は、この百四万円の人的控除をもつと引き上げてあげて、そしてそういう面で生計費の中の全体の必要な支出を賄える余地をふやしていくということが、いまの税制のたてまえからいけば必要なのではないかというように思つておられる。そういう意味で何うのですが、政務次官どうですか。

○中橋政府委員 いま百八十三万円という、夫婦子供二人の課税最低限につきまして、給与所得控除があるのが実質は百四万円であるというお話がございまして、けれども、私どもはそう考えておりません。毎々申し上げておりますように、給与所得控除というのはいわゆる必要経費というものをはるかに超えた高いものでございます。そうしますと、一体それは何かということになります。それは給与収入としてほとんど消費支出に充てられ得るものでございまして、やはり百八十三万円ということでごさいますので、そこから給与所得控除を引いたところを消費支出の対象としてお考えになるのは合わないのではないかとこゝろに考へております。

○増本委員 必要経費以上のものがあるとおっしゃるんでしたら、ちよつと時間のことを気にしているんでしょけれども、議論が横にいつちやうの

ですが、それだったら青天井にしちゃったということがおかしくなるんじゃないですか。一〇%ですつとそのままいくというの、高額所得者でもそれに応じて経費が必要だからというところから出てきているでしょう。だから、そういう高額所得者だったら、ほかの経費的な要素以外のものまで持っていると言ふのであれば、高額所得者に対して適正にそれに応じた課税をしていくというたてまえからすれば、当然その面からもう一度天井をつくるということが逆に理論的には成り立つてくるんじゃないですか。

○中橋政府委員 この点に關しましては昨日も広瀬委員にお答えしたところでございます。私は當時もちろん立案の中に入っておりませんけれども、給与所得控除の昨年におきます大幅な引き上げというの、必要経費の点もございましたし、やはり勤労性の所得というものについて相当の配慮をしたというふうに理解もいたしましたし、今日もそういう気持ちを持っております。

したが、そういう観点から申し上げれば、単に高額所得者についてそれ相応の必要経費があるからというだけであれだけの大幅な給与所得控除を上げたということではございませんで、やはり私が申し上げる勤労性の所得というものについての配慮も兼ねて昨年の給与所得控除の改正が行われたというふうに私は理解し、今日そういう感じでもございます。

○増本委員 それならば、事業所得者なんかの場合にはどうなるのですか。事業所得者の場合に見れば、それは事業所得に必要な経費は別にしまして、あと頼るところは人的控除だけですよね。まあ専従者控除なんかありますけれども、しかし基本的には人的控除だけでしょう。だから、そういう所得税の納税者全体を見渡せば、これはあなたのお話でいけば、給与所得者控除の面でも賄える面があるというので、いままで医療費控除についても人的控除で少額については見てきたというのがエスカレートして、給与所得控除の面でも考慮をされているのだというところへエスカレートして

たわけだけれども、では、事業所得者の場合にはどうなるのですか。やはり人的控除でその点を見ているのだという、これが最もファンダメンタルな中心の問題になるわけでしょう。だから、これを引き上げることによって、そういう少額の医療費についてもカバーするのだったらカバーするにふさわしいだけの引き上げというものを、来年度の税制の中でやはり考慮していくというのは当然じゃないですか。だからそういう意味を含めて伺っているのです、いかがでしょう。

○中橋政府委員 私は、いま言いました医療費控除の対象となつておる医療費が給与所得控除で賄えると言つたのはございせん。私は、家計調査の中に占める医療費というものを考えまして、そうしてまた、そういう家計調査をもとにして考えた課税最低限という中のかんりの医療費というものが入つておりますから、一般的にはそれで賄つてもらふ、それを超える異常な医療費につきましては、所得減殺要因として所得税法上配慮をするということをお願いしてございせん。

○増本委員 では、足切り限度はあくまでも維持されるのですか。これは撤廃してください。いかがですか。そのことだけ聞きますが、政務次官どうですか。

○森(実)政府委員 昨年の附帯決議にもございまして、足切り限度についてはいろいろ配慮しようというところでございまして、十万円を五万円にしたという段階でございまして、今後につきましては、やはり課税最低限の点で配慮していきたい、こう考えております。

○増本委員 あまり納得のいく答弁ではございせん。また機会を見てやらせていただきます。最後に、先ほどちょっと村山委員から触れられたけれども、事業主報酬制度の問題について伺いたい。

先ほどのお話は専従者の話でしたけれども、いわばあるじの問題ですね、十二月三十一日まで翌年分についての給与の届け出をしなくちゃならない。これを、青の専従者でも三月十五日までと

いうことになっていきますから、同じ時期までにするということが、私はこの事業主報酬制度の適用を求める業者の人たちの要求や意向に沿うのじゃないかというふうに思うのです。

といいますのは、なるほど青色申告者ですから記帳はやつています。しかし、この一年の商売の総決算というのはいまだ確定申告を目指して、そのいろいろな帳簿上もきっちり検討をして、その状態でいけば翌年分についてはこの程度の給与、報酬をとつてもよさそうかどうか、そこで初めてはつきりとした目安が立つのです。だから、そういうたてまえがあるから、先行していた青色の専従者の給与については三月十五日というところで、一応実態に合わせた制度というものを法律でつくつたわけですよ。ところが、事業主に

ついては租税特別措置で一応本筋から見ればあきへどけて、十二月三十一日というところにしちやつておるわけですね。これはいわば暦年終了時で翌年という理屈があると思ひますけれども、これはへ理屈だと思ふのです。だって、確定申告する時期が三月十五日まで、その前の一カ月間というところになつておるわけですから、それまでのところであるに決算がされる、そして見込みも立つ。具体的には計算の上で見込みを立たせるという実態を踏まえれば、暦年終了時で翌年の事業主報酬を届けろという理屈じゃなくて、それはもうすでに青色専従者で考慮をしているわけだから、そこまで三カ月半ずらすということにした方が私は実態に合うと思ふのです。その点は検討されるでしょう。いかがでしょうか。

○中橋政府委員 確かにいまのみなし法人制度といひますのは、過渡的ないわば試行期間でございまして、ですからそういう点についてもなおいろいろ検討しなければならぬと思つておりますが、基本的な考え方としては、青色専従者と白色専従者について申し上げましたと同じように、青色専従者の給与につきましては、私は一つだけのフィクションで終つておると思ひますが、白色専従者につきましては、二つのフィクションを重

ねておるといふふうに申し上げましたと同じように、みなし法人制度のもとにおきますところのややじさんの報酬というのはいまだ二つのフィクションを重ねておると思つております。

したが、いま、かなり厳格に行わないといひませんといふことは、いわば個人の場合でございませう。ややじさんの所得の中に包含されるものを、ややじさんの報酬というものとみなし法人の利潤というものに一応分けるわけでございますから、これはある程度早い段階に決めていただくかないと、利益を予測しながら左右されるということがあつてはならないと思つております。したが、いま、それが一体暦年の終わりでないといひぬのか、あるいはもう少し年に入つてからがいいのかといふことは、今後の研究課題だと思つております。

○増本委員 途中のお話の中でちよつと気になるところがあつたのですけれども、最後に検討される、ということですから、次に移ります。

そこで、二つのフィクションと言われた白の場合なんですか、今度の場合に白の専従者控除が四十万円になつたわけだけれども、ややじさんの事業主報酬というものを、限度を決めてもいいですからひとつ認めていくという方向を検討する余地はありますか。といひますのは、青であろうと、白であろうと、こういう事業をやっている人たちは、自分で計算もし、記帳もし、商売を具体的につかんでいくというそのことが、何といたつて税金の申告の場合でも、商売そのものを近代的にやつていく上でも非常に大事なことで思ふのです。

皆さんの方は、白色といふとどんぶり勘定でやつていて、原始伝票だつてあるかないかわからぬ、だからどうしても標準率か何かでやらなければおさまりがつかないような、そういう状態になつて、それをそのまま放置してきているところがあるのです。だから、青色の徳憑をいろいろやつてらっしゃるようだけれども、しかし白であつてもやはり記帳させていくということから見ますと、

いままでの記帳義務というものが、国税通則法その他で問題になったときにも、どちらかという国民の側からの印象では、重税と結びつくとい

ますか、そういう印象をぬぐいがたかった。いま青の懲罰についてもそういう意見もあるやに聞いておりますけれども、しかし、そういう議論はさておいて、やはり本当に記帳とか計算の意欲や意識を生み出していくというところで考えていくと、そのまず前段階として、一定のたとえば六十万とか百万という限度の範囲内では、おやじさんは給料を取っていいですよ、しかしそれに見合う店と台所との関係の必要な記帳はちゃんとするようにしなさいというようなところで結びつけていくというところが、実は自主計算そのものを業者の人たちに促進させていく意欲を起させるし、そういう流れにもなっていくし、しかもそれでいて、いまこの勤労性所得とそれ以外の所得とが競合しているというところは理論的にいろいろ言われて、それは全体として共通の認識にもなっているにもかかわらず、そのことが税制に反映されてい

ないという面を一步でも改善して実態に合わせていくということにもつながるというように私は考えるのです。そういう面での検討をひとつお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○中橋政府委員 みなし法人制度のもとにおきましては、私は、言われますような家計と企業の分離というのは、一応青色でございますから、一つの道はついておると思っております。ただ、そこで法人という擬制を行い、しかも企業主の労働に対する報酬といふものを何らかの擬制を加えて算定をいたさなければならぬわけにございますけれども、それを役所の方で、たとえばこれまでの金額であれば認めるといふことで評価をするというところは、なかなかむずかしいのじやないかと思

います。それはむしろ、そういうせつかく分離しました企業と家計でございますから、その企業におきましての企業主への労働の対価というものは幾ばくかというところをまず評価をしていただく、しかもそ

れは余り利益に左右されないものとして評価をしておいていただくということが基本にあるのではないかと思っております。

○増本委員 そこへ局長が行く前提として、やはり白の実態を見てみまうと、埋めなくちゃならない距離があるわけですよ。そこで、店と台所を分離していく上で、その橋渡しをどういうふうにしてつけていくのかということ、それをやっていくためには、まず白ですから、給与そのものは利益いかんにかかわらずといったって、実際には利益があつてこそ給与もその中で払われるという面もあるわけですから、そのところは純経済学的に割り切るのではなくて、たとえば専従者控除の場合に、局長が言うように一つの擬制ということで三十万を四十万に上げるにしろ専従者控除という一つのものをつくったわけですから、その考えをおやじさんの方に及ぼして、一定の柱なり限度というものを決めて、決めたところでそれを裏づける記帳や計算もさせるようにして、そういう環境といふものを税制の上でつくり上げて誘導していくということが、実は中小零細企業の政策としても必要なんじゃないかという意味で私はお話ししているんです。だから、その点をひとつ考慮していただきたいということなんですが……。

○中橋政府委員 私が先ほどお答えしましたのは、実は青色におきまますみなし法人についてお答えしましたので、ちょっと御質問の趣旨をはき違えておりました。

白色につきましては今日ございますような白色専従者への控除と同じようなものを、たとえば白色の事業主報酬といふことで一つの控除というようになことが考えられないかという御趣旨と思ひますが、それにつきましましては、やはり青色におきましてそういうみなし法人制度がとれたといふことは、企業と家計が分離しておる、それでいけば法人の制度といふものに類推をかりまして今日のようなみなし法人制度といふのができ上がつたと思っております。したがって、白色のままでそこに法人的な要素を入れるということは、実はなかなかむ

ずかしい問題がまたあると思っております。

ただ今日、先ほど増本委員が御指摘のように、税金の問題を離れましても、企業家として記帳の必要性というものは重々皆さん感じておられると思ひます。しかもそれについて、私どももあの昔のころに比べればはるかに簡便な帳簿でもって青色ということができるというふうにも考えておりますので、できますればそういう方法を講じていただいて、企業と家計の分離、しかもその企業におきまますところの企業主あるいは家族専従者への労働の評価といふのをぜひやっていただきたいと思っております。

○増本委員 しかし、青は青として、白の申告所得者といふのも非常に多いわけですから、その中には、間口一間でやっている八百屋さんいれれば魚屋さんもいれるし、そういう人たちが簡易帳簿で局長の言われることは私もよくわかりますけれども、それで青にということであつても、なかなか記帳補助者その他、地方へ行けば行くほど決してそれを賄うだけの環境といふものも整備されていませぬ。ですから、やはりそこへ持つていく一つの橋渡しといふものを税制の中で誘導していくというのは非常に大事だし、しかもそういう業者の人たち自身も、自家労賃を一定限度にしろ経費として認めてほしいという要求は前からずっと続いてあるわけですよ。それをいまの税制の中で調和させて、しかも経営の近代化を図るような誘導としては、私は十分検討に値することではないかというふうに思ひます。

その点をぜひ税務当局の方の立場でも前向きに検討していただくことをお願いしまして、本会議があるようですから、私は終わります。

○上村委員長 本会議散会後再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時二十一分休憩

午後四時六分開議

○上村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。高沢寅男君。

○高沢委員 私はきょうは、本年の一月に東京都の新財源構想研究会が発表しました、大都市税制の不公平は正というあの第四次報告、これに沿つての質問が一つと、もう一つは、生命保険の運営に関連する質問、こういう二つでもってお願いをいたしたいと思ひます。

最初に、新財源構想研究会の方からお願いをいたします。

この報告の中で、東京証券取引所の第一部に上場されている六十社の大企業、もつともそのうちで七社が赤字であつたので実際は五十三社ということになります。その五十三社について各企業の有価証券報告書、それから東京都が入手した各企業の税務申告書、こういうふうなものを合わせて税負担の実態の分析をしております。その結論として、これらの五十三社は、政府が発表された実効税率よりもその実質の税負担率は一〇%以上も低い、こういうふうな結論になっているわけがあります。

この結論の中身については順次お尋ねをいたしたいと思ひますが、初めに、そういう結論が新財源構想研究会の報告で出ているということについて、これは大蔵省としてはどういうふうにお考えになりますか。

○中橋政府委員 東京都新財源構想研究会でそういう研究がなされたことは承知をいたしております。ただ、いまおっしゃいましたように、五十三社につきましましてそういう調査をやられ、しかも法人税、あるいは法人住民税、事業税、三つにつきまして御指摘のように一〇%程度の実効負担の率の差があるといふことを言っておられますけれども、私どももその一つの研究を勉強しました結果、必ずしも私どもと同じ見解ではないというふうに思っております。

○高沢委員 法人企業の実効税率をどういうふうに見るかということについては、実は昨年東京都の当局と大蔵省の間で論争があつたわけであり

ます。東京都の方では、法人の申告所得に法人事業税を加算して、それからさらに租税特別措置法の適用所得、さらにまた法人税法によって税の減免措置を適用されている所得、こういうふうな所得を加えたものに対して実質の税負担はどのくらいの率になるか、というパーセントになるか、こういう出し方をしているわけであります。私は、こういうふうな計算の仕方では税負担のパーセントを出すというやり方が、いま大蔵省がとっておられる方式よりもより正確に税負担のパーセントが出るものじゃないか、こういうふうな考えますが、いかがでしょうか。

○中橋政府委員 まず最初に、そういう方式自体を問題にいたします前に、先ほどおっしゃいましたと、たとえば六十社というようなサンプルの数は一統統計的にかかるといふ点がござります。たとえば同じ東京都新財源構想研究会におきまして、かつて百六十四社について同じような調査をやられたことがござります。そういう百六十四社についてやられた数字を見ても、ただいま高沢委員が御指摘のように、法人関係の三税で一〇〇程度の差があると言われておりましたのが、実は七〇程度の差になっておられるわけでございます。

これはやはりいろいろこういう数字を扱います場合には、サンプリングの方法といたしましてなると、適切なサンプルをとることが必要だろうと思っておりますけれども、いろいろな御関係で、とりあえずの調査として五十三社ということでありになりましたものから、すでに百社違えば三〇違う、三〇といふと、実は一〇〇違うと言っておられるうちの三分の一でございますから、私はかなり大きな差であるというふうに思っております。

それから、そういうサンプリングの方法をおきまして、次には、いま御指摘のように事業税あるいは法人住民税を入れるべきではないかとおっしゃっております。確かに法人関係を見ますとき

には三税を見るのが至当であると思っておりますが、現在の法人事業税の方は、当期におきましては前期の所得に対する法人事業税を損金に落とします関係上、私どもとしてはなかなか的確な数字をつかんでやるといふことはむずかしいでございます。恐らくこの東京都新財源構想研究会の研究におきまして、同じ所得であるならばというふうな仮定のもとに事業税を算出されておられるのではないかと思いますけれども、そういうような条件が必要になるといふことが次の問題として出てまいらると思っております。

それから、第三番目の問題点といたしましては、これも昨年の同じ研究につきまして私どもの方と異なる間接、直接議論があつたわけでございますが、いわゆる特別措置としていかなるものをとるかという範囲の問題がござります。私どもは常に、引当金といふものはそういう負債性、評価性のものでござりますから、特別措置として見るのはいかなるものであろうかという立場に立っております。今回の同研究会の調査によりまして、同じくそういうものは入れておられるようでございます。

それから、同じような問題といたしまして、現在の法人税の仕組みと申しますか、法人企業の利益に対する法人税の課税と、その利益の中から払われ、配当を受け取りました個人法人なり個人の課税に当たりまして、これをどういふふうな調整するかという税制上の問題がござります。これは、私どもとしましては、不完全でござりますけれども調整措置を講ずる必要があるという立場に立っておりますので、いわゆる法人の配当の益金不算入制度といふのはそういう基本的な仕組みに由来したものでござりますので、これをいかにゆる特別措置の中に組み入れるのかがかなという感じを持っております。

それからさらに、圧縮配帳という制度がございまして、いろいろ国なり地方公共団体が別種の政策目的から、企業が得ますとえば固定資産の取得についての圧縮配帳という措置を講じてござい

ますけれども、これもそのときにはなるほど圧縮配帳という制度をとりますけれども、次期以降におきましては償却の制限という形を通じて、いわば税金の取り戻しが行われるわけでございます。

同じように、特別償却につきましても、機械、装置の償却といふのは取得価額が一定でございしますから、それを第一年度、第二年度、第三年度に大きく償却をいたしますれば、後からは償却がそれだけできなくなるということで税金の取り戻しが行われるわけでございますから、そういうものもほかと特別償却をやつたときにそのまゝいかなる特別措置としまして実効負担を考えます場合に考えても、それは少しく当を失うのではないかと感じを持っております。

そういう、この方式につきまして私どももいろいろ疑問を持っておりますし、また東京都におきましては昨年より出された研究はわれわれの気持ちにもかなり沿つてきていたのだいとおるといふ気持ちは持つのでござりますけれども、御指摘のような差といふのは出ておるのは事実でございます。

○高沢委員 いま局長から、大蔵省当局として東京都の計算方式と東京都のような計算方式をとらないいろいろな理由の御説明があつたわけですが、私はその一、二の例として、たとえばその中の租税特別措置法に規定する特別償却、この問題でございまして、大蔵省の方では過去に計上した特別償却のその後の年度における払い戻しの問題ですね、これは当然計算をすべきであるのに東京都の方のあれではそれが入っていないというふうなことを去年もたしか指摘をされていたわけでありました。しかし、昭和三十五年度の税制調査会の答申は、その問題にも触れて述べておられたわけでありましたが、こういうふうな表現になつてゐるわけですか。

特別償却制度は減価償却とは違つた産業助成的な性格を持つものであり、税制との関連において見ると、その期に納めるべき法人税額を特定の固

定資産の現得に当たつて無利子で借り入れるという性格を持つものである。この特別償却の性格と今日の会社が重なる当期業績主義を考慮合わせると、複雑を取り戻し計算の必要はないのではないか。

三十五年の税制調査会の答申の中でもこういう触れ方をしているわけでありました。そうであるとするれば、いま局長が、この問題があるから東京都の新財源構想研究会の計算方式はとらぬ、こう言われたわけですが、その新財源構想研究会の計算方式もこういう点から見れば十分根拠があるのではないかと、こういうふうな考えを述べますが、いかがでしょうか。

○中橋政府委員 特別償却制度の企業に対するメリットは何かといふことを申せば、いま御指摘のように償却を早くすることによりまして、その早くすることによって法人税をむしろ初めの時期に納めることが少ないといふことによりまして、金利メリットでござります。したがって、そういう複雑な計算をする必要がないといふ、いまの御指摘もございまして、私は企業に対する特別償却のメリットといたしましては、早く償却をすることによりまして法人税の納税額の初期の部分を少なくすることによる金利メリットだけが特別償却のメリットと思つておりますから、やはりこういう実効負担率を考えます場合には、厳密にはそういう計算をしてみなければならぬというふうに思ひます。

○高沢委員 法人税法に規定されている貸倒引当金あるいは退職給付引当金、この問題でありますが大蔵省は企業会計上引き当てを認められてゐる制度であつて、これらは租税特別措置という性格のものではない、こういうふうな言つておられるわけでありました。

だが、これも昭和三十五年の税制調査会の答申では、退職給付引当金は、会計理論では債務性のきわめて強い負債性の引当金であるが、しかし現実には企業にとっては自己資本と同様に働き、その利益に貢献するところはきわめて大きい。こ

いふふうな見方をしております。貸倒引当金についても、三十五年の税制調査会答申はその利益留保金である性格を指摘して、前期の積立金は必ず次の期の益金に繰り入れる。実際の貸倒れという事態が出れば別であります。そうでない限りは次の期の益金に繰り入れるという方式をとれば、これは利益留保の性格はある程度防ぐことができらうというふうな言い方もしているわけでありま。

こういうふうな面から見ると、これらの引当金の性格というものは、ただ会計整理の性格を超えて、そういう企業にとつての特別な意味をやはり持つておる、租税特別措置の意味を持つていてということになるのではないかと思います。しかもこれらの引当金の利用状況を見ると、これは大企業になるほど利用率は非常に高いということになっているわけでありま。こういうふうな観点に立つて、東京都の新財源構想研究会は、法人税法に適用される各種の引当金も実質上の租税特別措置として計算をする、こういう立場をとつておるわけですが、これはその立場がそうした十分な根拠があるということになるのではないでしようか。

○中橋政府委員 引当金の性格そのものは、やはり負債性であつて評価性であつて、いつかの時期においてその所得にチャージをしなければならぬから、それぞれの事業年度においての形成はあるものと思つておられます。しかし質的にはそういうものでございませうけれども、量的にはやはり引き当ては適正な引き当てなければならぬという原則は、もちろん当てはまるわけにございませう。したがつて、いまいろいろ御指摘のございませう。貸倒引当金であつて退職給付引当金であつて、そういう条件を満たさないわば過大引き当てであれば、その分については当然利益の留保ということになるわけにございませう。

いま御引用の貸倒引当金につきましても、そのときの制度というものはいわば累積制度というものがございまして、そういう制度はいま御指摘のようないふ観点から今日の制度にたしかその後で改変

されたのではないかと思います。毎年毎年積み立て、またそれを戻入するということになっていませう。問題は、果たして実際の債権の償却の率とそれからそういうふうな毎年の積み崩しする貸倒引当金の率と実績から見ましてどの程度乖離があるのかという点こそ、私も問題はしなけれはならないと思つておられます。現に、金融機関につきましても貸倒引当金については、そういうふうな観点からかなり問題にしまして、最近ここ三年間に三分の一にカットしてまいりました。今後とももちろんそういう意味で実績に合うような引き当てはやらなければならぬけれども、引当金そのものを全体的にそういう理由でいゆる特別償却の中に入れるということとは、私は問題違いであらうと思ひます。

○高沢委員 昨年の十一月の税制調査会に、大蔵省から法人所得の計算方法の国際比較という資料が提出されておられます。この比較の一欄表です。ね、これで見ていただくと、この租税特別措置の適用の仕方と諸外国の、特に欧米の同じ資本主義の国の特別措置の適用の仕方の間には、やはり非常な差があるというふうなことがあらうと思ひます。

たとえば法人の受取配当金不納入ですが、西ドイツやフランスの場合には、これは益金に算入するということになっておるわけでありませう。あるいはまた貸倒引当金、いまお話をした問題ですが、イギリス、西ドイツ、フランス、こういう場合にはそれぞれの個別の債権とそれが実際に貸し倒れになったかどうかという具体的な判定をした上で引当金を認める、こういうふうなことになるておられます。あるいは退職給付の引当金、これについてもアメリカ、カナダ、イギリス、これは会計法上は引当金の計上が行われておりますが、税制上の軽減措置は認められていないというふうなことになるておられます。

そういうふうな、欧米各国は日本と同じ制度で適用の仕方が違ふ。しかし、これらの問題は、日本の場合には皆いづれも税制の優遇措置としても適用が認められておる。こういうふうなことになる

りますと、これは租税特別措置法の中であるか外であるかは別として、こうした優遇措置というものが日本の場合には諸外国よりもいふばすべてが至れり尽くせりに適用されているというふうに見ていいのじやないかと思ひます。

そういうふうな適用の仕方、制度のやり方の違いというものが前提にあるのに、その点は別にしまして、大蔵省は昨年の税制改正によつて住民税の税率の引き上げ、法人税の税率の引き上げがあつたので、今度は法人税の実効税率はわが国も四九・四七％になつて国際水準に達したというふうな言つておられるわけでありませうが、その前提条件の違いがあるということとは、これは認められるのじやないですか。その前提条件の違いがあれば、実効税率のパーセントとしては国際並みになつたとは言つてもその中身はやはり違ふ、こういうことになるのじやないでしようか。

○中橋政府委員 いま御指摘の問題も、私は分けで考えなければならぬと思ひます。私も言つておりますが狭義の租税特別措置、これは欧米諸国の税制と比較をいたしましても確かにわが国は非常にきめ細かい特別措置をやつておりますからその点に關しましてわが国の税制が特別の扱いをしておるということはそのとおりでございませう。したがつていまして、もちろんその効果は法人の実効税負担にあらわれておられます。

その次に、私もいふやうな特別措置に入れません引当金の問題でございませうけれども、引当金につきましても、私はそんなに見方は違つていないと思ひます。もちろんその量的な判断をいたしまして、たとえばアメリカにおきましては金融機関の貸倒引当金は一九八二年から〇・六％にしやうというふうなことでやつておりました。それはたとえば七六年から一・二％に下げまして八二年から〇・六％に下げたというふうな、ある高さから漸次下げるような長期的な計画をもつてやつておることは事実でございませう。あるいはほかの国におきましても、実績と乖離しないようにそういう配慮が行われておることは、量的な問題とし

て私が先ほど申し上げたとおりでございませう。

それから三番目に、いわゆる配当に対する課税の問題でございませう。これはいまおつしやいましたように、わが国のいわゆる法人が受け取ります配当益金不納入というものが非常に特異な制度というふうな御指摘になりましたけれども、私は実はそういうふうには思つておりませう。確かに今日のそういう制度につきましても、アメリカは実はわが国の今日の制度とも違ひましてそういう調整を要とする国でございませう、ドイツもまた配当軽減税率は持つておりますけれども、受取側におきましますところの調整は必要ないという立場でございませう。ただドイツは、現在そういうものを基本的に改めまして完全に調整をするという改正案を国会に提出して審議中でございませう。それからイギリスにおきましても、長い間完全にそれを調整しなければならぬという立場をとつておりました。これは一九六五年に全然調整をする必要がないということに改めたわけにございませうけれども、また最近になりましてもとに戻りまして、調整をするというふうな方式に戻つたようでございませう。フランスは、大体二分の一は調整をするという現行の制度を持つておられます。

そういうふうな、大部分の国というのは、法人企業におきまします利益に対して、法人の段階でかけました法人税なるものを受け取りの段階で調整をするというふうなふうな流れにきておられます。もちろん、それでありませうから日本がそういうふうな流れのものが適当かどうかということとは、私はこの際そういうことで申し上げておるのじやございませうけれども、今日のわが国のそういう税制はシャープ勧告以来、概括的に個人においては調整をします、法人においては完全に調整をしますという制度をとりながら、昭和三十六年から配当益金不納入の制限という形で調整をしておりませう。したがつていまして、その問題は、わが国だけが特に配当の受け取り側におきましますところの不納入

なり完全調整という制度をとっておるわけではございませんで、むしろわが国はその中間にある。ヨーロッパの国は大部分はそれを完全に調整、完全ないしは二分の一は調整しようというような立場にあるということ御理解を願いたいのでございませう。

○佐藤(總)委員 ちよつと委員長、関連。

いままで局長の答弁の中で、私は二点ちよつと疑問に思うところがあるのです。

一つは引当金の問題ですが、これは私も今度退職給与引当金で少し詳しくお伺いしたいと思うのですが、若干は局長も指摘をされておりました。要するにこれが特別措置になるかならないかは量の問題だ、現実との乗離の問題だと、負債性の強いものでありますから、いずれかの機会にはこれは引き出すわけでありまして、確かにそういった意味では会計学上は問題はないわけけれども、しかし、現実にはほとんど倒れることのない会社が莫大な退職給与引当金をつけていた、あるいはいつも指摘されるような銀行の貸倒引当金が、ほぼ現実の百倍近いものが積み立てられているということになりますと、これは特別措置になつてくると思うのです。会計学上は問題がなくても、現実の措置として特別措置であると私は思うのです。

そこで、先ほどの局長の表現ですと、これは量の問題だ、現実からの乗離には気をつけなければいかぬと言つていらつしやいました。私は、量の問題は、表現として確かに局長の言われるようなんだけれども、現実として一体どのくらいそれを認めるかという問題があると思うのです。その点について、ひとつどういうふうに考えていらつしやるかが一点。

それから少し前の質問であります、特別償却の問題です。これは私は、特別償却をすれば、企業側にとつて単に利息だけの問題じゃないかと思うのです。たとえば今期はもうかつた、ところが特別償却が認められて、話を簡単にして、機械の償却のうちの、たとえば四分の一を当初落

としていい、損金にしていいということになりますと、これは利益からほとんど落ちてしまふわけでありまして、そうなつてきますと、益金というものがきわめて圧縮した形になるわけですね。それに對して法人税がかかるということになりますから、そういう意味では、特別償却というのは、やはり特別措置として非常に働いてくる、単にその間の利息だけの問題ではない、こう考えるわけですね。

この二点についてもう少し詳しくお伺いしたいと思ひます。

○中橋政府委員 私は、引当金につきまして、量の問題はございませうけれども、質的にはやはりある期においてそれをチャージさせなければならぬというものを申し上げました。たとえば退職給与引当金でおよそ倒れることのない会社であるからというふうな言つておられますけれども、会社の従業員の退職金と申しますのは、毎期毎期、毎月毎月勤めておるからそれに対応いたしまして退職金がふえていくというのが労働協約その他で認められておるものでございませうから、当期六か月なり一年間従業員が勤めますれば、やはりその人がやめたときにはその勤めたことに対応しまして退職給与金をそれだけふやして払わなければならぬわけにございませう。それを一体いつの期にチャージさせたいかという問題でございませうけれども、やはり退職金というものが、毎期毎期そういうふうな勤務するということによつて支払わなければならぬという債務が生ずるわけにございませう。やめたら必ず払わなければならぬ、条件つきとは申せ、ほとんど確定債務に近いものでございませうから、それを勤務した月の勤務した事業年度にチャージをさせるのが一番いいのではないかと、このことでやつておるわけにございませう。

しかも、もちろん、本来でございませうれば完全にその期にふえた部分として引き当てなければならぬというものでございませうけれども、それはかつていろいろ議論をいたしました末に、そんなに一遍に全員がやめることはないのではないかと、

ある程度積み立てた以後におきまして退職をするから、それまでにいろいろ運用をしまして、その分もふえてまいりましようから、一〇〇%積むことを認める必要はないのではないかということ、累積額の二分の一という限度を設けておられますから、私はその点に關してはほとんど問題がないのではないかと、このように思つております。

それから、御指摘の金融機関の貸倒引当金でございませう。おしやるように、過去におきまして実際の貸し倒れ償却率というものと今日積ませしております率というのには相当の乗離がございませう。これは私もよく承知しております。近づくにつれて、ただ現実に毎期毎期起つておればある程度のアローアンスは設ける必要はあらうと思ひますけれども、先ほどアメリカの例で申しましたように、ある程度の期間を区切りながらも漸次これを下げていくという必要は十分認めておるわけにございませう。

それから、特別償却でございませうけれども、仮に利益が非常に上がりまして特別償却をする余裕ができたというときには、もちろん企業はそれに對して償却額をふやすわけにございませうが、いつでもふやせるというものではございませう。特別償却は、やはり新しい機械を取得しましたらたとえばその次期でございませうとか、そのときにできなければ三年間ぐらひは償却不足額について償却をできるというふうな条件をつけてございませう。ですから、そういうある一定の期間内にやる必要がございませう。

それから、それをある時期にうけが多いからとかんとやれることによつて税金が安くなるという点、それは一つには、たとえば二段税率をとつておられますれば、その部分が低い税率適用になつてしまふというところであるかもしれませうけれども、これも私も資本金が一億円超の会社でございませうれば、一本税率を適用することにしたしておりますから、その点についてのいゝゆる弾性値についての影響というのはいないものと思つております。

そういういたしますと、償却をやりましたその部分だけが、たとえばそれがなかりせば一〇〇%という利益がございませうと、四〇%法人税を納めなければならぬ。しかし特別償却をやりましたそれが八〇%になると、二〇%の部分については、確かにその二〇%に對する四〇%はその期に納めなくてもよろしいということにございませうけれども、いずれその二〇%に對応いたしますものは翌期以降の償却額が少なくなるというところで、その二〇%に對する四〇%ならば八〇%という部分はやがて取り返して行くわけですね。そうしますと、第一年目に二〇%の四〇%八〇というものは安くなつたことと、後でそれを取り返されるという次期についてのその八〇%についての金利部分だけが安くなるわけにございませう。特別償却についてはそういう厳密な計算が必要ではないかというのを申し上げたわけにございませう。

○高沢委員 もう一つ私は、この新財源構想研究会がこういうふうな調査をしているのに對して、見解をお尋ねします。

今度は資本金百億円以上の二十五社をとつて、その昭和四十七年の、それが租税特別措置やその他の措置によつて税負担を軽減されているその税額はどれだけかという計算をしていくわけにございませう。先ほど申しました法人税法の中で受けておる法人税のそういう軽減措置、これによつて六百十三億円、それから法人住民税、法人事業税の關係の方で二百六十八億、合せて八百八十一億円の税額が資本金百億円以上の二十五社で軽減されている、こういうふうな計算の結果を出しているわけにございませう。これを昭和四十七年の全法人の、そしてその中の資本金百億円以上の全法人のものに当てはめて、これは引き伸ばしの計算ですけれども、それをしてみると、軽減の税額が四千四百億円以上になる、それから全法人に適用すればこれは一兆円以上になる、こういうふうな計算をしていくわけにございませう。こういう措置によつてどんなに法人関係の税負担が軽減されているかということを数字で示しておる、こういうことでありま

それなら私、逆に言いますよ。六十社ではこうだった、百六十四社ならこうだとさつき言われたんですが、それなら上場会社の有価証券報告書、これは確かに東京都の当局も資料を手に入れること

ができますが、しかし、各企業の税務申告書というふうなことになる、なかなか東京都は大蔵省のように、自分たちのそういう計算上にはこれは必要だ、これは必要だという企業のものを全部集めるということはできないわけですよ。それならば、その新財源構想研究会の立場に立つた計算がより正確にできるように、その立場から、こういう企業の税務申告書が欲しい、こういう企業の税務に関するデータが欲しいということで行ったら、大蔵省の方は——最後に発表するときには、企業の固有な名詞はもちろん出るわけじゃありません。それは、どういう業種の会社が何社であつて、資本金で言えば幾ら以上の会社が何社、こういうことで発表するわけですから、新財源構想研究会でそういうデータを大蔵省の方に行つて正確な計算のためにお願いをする、こう言つたら出しますか、ひとつはつきりしてもらいたい。(「守秘義務か」と呼ぶ者あり)

○中橋政府委員 その問題は、個別の会社の申告書を一々とする必要はございません。したがいまして、守秘義務とも全然関係なくて、毎年、国税庁におきまして「法人企業の実態」というのをつくつておられます。これはかなり詳細なサンプリングを行ひまして、しかも大きな方の会社につきましては悉皆調査をやりまして、相当詳細な資本金階層別あるいは費目別に、手元を持っておりますのは四十七年度でございますけれども、百六十六ページに及びます。浩瀚なるものを公刊しております。したがいまして、これを駆使されれば十分にできるわけでございます。

○高沢委員 それは、私はそういう作業をされた人からお聞きしたわけですが、やはりそれでは計算上なかなか十分手の届かぬところがある、こういうふうな話でもあつたわけ、それでいまのようないふことをお聞きしているわけですが、とにかく実際の作業をしている当事者が、この「法人企業の実態」は十分に分析しながら、なおそのほかにこういうデータが欲しいということがあつたら、大蔵省の方では、これはひとつ協力をしてやると

いうことでお願いをしたいと思ひます。(「返事を聞いておいた方がいいよ」と呼ぶ者あり) やつてくれませんか。いまうなずいたから、こちらでよからうと思つたのですが……。

○中橋政府委員 もちろんその内容によりましてけれども、そういう研究のために全体的なもので私どもがお出しできるものは十分出します。

○高沢委員 わかりました。それから、いまのことに関係いたしました昨年の七月十六日の「エコノミスト」で、高木さんと木村八郎さんの対談が行われております。この対談の中で高木さんは、こういうふうな言い方をされてゐるわけです。ざつと早口で読みますと、資本階級別だけで負担論をやつてゐるのはちょっと危険なことです。資本階級別であることも非常に重要ですが、同時に業種別にこういうことを分類してゐる、あるいは所得階級別に分類してゐることもまた本当はやらなければいけない。つまり同じ五〇〇万円の資本金の法人でもどうだこうだという議論があるわけだし、一〇〇〇億円同士でもどうだこうだという議論がある。おっしゃるやうに課税は公平でなければいけないのですから、いろんな角度からみて公平になつてゐるかどうかをいろいろテストしてみろ。それだけではやはりいかに、こんどは一年間の所得が一〇〇〇万円しかないところと何百億円とあるところ、所得の大ききにおいてどんなふうになつてゐるかをみたり、業種によつてどんなふうになつてゐるかをみたりしてなるほどそういういふことを現行制度にはこういう欠陥があるというところを探し出してそれを是正していく作業は、もつともつとやらなければならぬ。

○中橋政府委員 それは、私はそういう作業をされた人からお聞きしたわけですが、やはりそれでは計算上なかなか十分手の届かぬところがある、こういうふうな話でもあつたわけ、それでいまのようないふことをお聞きしているわけですが、とにかく実際の作業をしている当事者が、この「法人企業の実態」は十分に分析しながら、なおそのほかにこういうデータが欲しいということがあつたら、大蔵省の方では、これはひとつ協力をしてやると

うことを指摘をしてゐるわけです。たとえば建設とか機械とかあるいは銀行、証券、こういうふうな業種になりますと、法人三税の負担率は四〇％を超えておる。こういうふうなものがある反面、航空、海運、損保のようなものになりますと、この三税の負担率は一〇％台というふうなことで、四〇％と一〇％では非常に大きなアンバランスがあります。

それからこの第四次報告の中では、昭和四十五、六、七年の国税庁が出されたいまの「法人企業の実態」から、資本金十億円以上の企業について十二業種の税負担率を分析しておりますが、これで見ても非常に大きなアンバランスがあります。そしてその四十五、六、七年という年によつて、またかなりアンバランスの出方の違いもある、こういうふうなことになるわけですね。

結局、このアンバランスがなぜ生まれるかと考へてみれば、その税のいろいろな負担軽減措置の利用の仕方が業種によつて差がある、そのことがそういう税負担のパーセントの差、アンバランスになつて出てきているということであるわけですね。そうすると、これは逆に考えれば、やはりそういう税の軽減措置の諸制度の利用の仕方であつただけ、その差が出るということ、やはり租税特別措置という狭義のものだけではなくて、先ほど来私の言つてゐる広い意味のものも含めて、その利用の仕方、適用の仕方によつてこれだけの税負担率のアンバランスが出る、税負担率を左右するということになると思つたわけですから、そうすると、やはりそれを含めた形の税負担率の計算をされる、これが必要じゃないか。こういうことは、いまのこの業種別の分析からいつてもまた言えるんじゃないかと考へるわけですが、くどいようですが、その点の見解をお聞きしたいと思ひます。

○中橋政府委員 確かにいま御指摘のやうに、資本金階級別は必ずしも全般を示すものじゃございません。いま御引用になりましたやうに、私も、できますれば所得階級別にもいろいろ勉強してみたいのでございませうけれども、残念ながらまだ、

私が先ほど申しました「法人企業の実態」でも、所得階級別には調査できないやうなものでございませう。業種別にはそれぞれデータを持つておりますから、業種別にとることは可能でございませう。したがいまして、業種別としていわゆる租税特別措置あるいはおっしゃいますやうな広義のそういうものについての効果がどのやうになつておるかという点についても、これはわれわれとして十分勉強しなければならぬと思つております。

ただ、その際に、やはり租税特別措置はかなり政策効果をねらつておりますから、もちろん一つの業種について非常にメリットが大きいという場合もこれはもう当然予想されるところでございませう。あるいはまた、全般的に利用できるやうなものもございませうし、引当金に至りますれば、なおさらそういうふうな全体の企業が利用し得るものが多いと思ひますけれども、いずれにしても、業種別にもそういうことを見てみながら、常々反省をしなければならぬことは御指摘のとおりでございませう。

○高沢委員 昨年の大蔵委員会、三月でしたけれども、当時も、いま言つた東京都と大蔵省の間の論争がありまして、それに關連して私も若干お尋ねしたわけですね。そのとき、当時の主税局長の高木さんがこういうふうなことを約束されてゐるわけですね。東京都と大蔵省との計算の食い違いの一つの原因が、法人税の税額を見るのに納付税額で見るとそれとそれから算出税額で見ると納付税額で見ると、そういうことを言われておつたわけですね。そこで、そういう食い違いは前提で違ふやうと議論してゐたんでは意味がないので、それじやこれはやはりひとつ前提を統一する必要があります。んじやないかということ、国税庁で出されるいまの「法人企業の実態」ですね、これなども今度は算出税額を基礎に集計するやうに努力します、そういうことをやりますというのを高木さんは言われたわけですね。それが一つですね。

それからもう一つは、租税特別措置は、これにはかく特別な恩恵的な奨励措置という性格を持

うことを指摘をしてゐるわけです。たとえば建設とか機械とかあるいは銀行、証券、こういうふうな業種になりますと、法人三税の負担率は四〇％を超えておる。こういうふうなものがある反面、航空、海運、損保のようなものになりますと、この三税の負担率は一〇％台というふうなことで、四〇％と一〇％では非常に大きなアンバランスがあります。

それからこの第四次報告の中では、昭和四十五、六、七年の国税庁が出されたいまの「法人企業の実態」から、資本金十億円以上の企業について十二業種の税負担率を分析しておりますが、これで見ても非常に大きなアンバランスがあります。そしてその四十五、六、七年という年によつて、またかなりアンバランスの出方の違いもある、こういうふうなことになるわけですね。

私が先ほど申しました「法人企業の実態」でも、所得階級別には調査できないやうなものでございませう。業種別にはそれぞれデータを持つておりますから、業種別にとることは可能でございませう。したがいまして、業種別としていわゆる租税特別措置あるいはおっしゃいますやうな広義のそういうものについての効果がどのやうになつておるかという点についても、これはわれわれとして十分勉強しなければならぬと思つております。

ただ、その際に、やはり租税特別措置はかなり政策効果をねらつておりますから、もちろん一つの業種について非常にメリットが大きいという場合もこれはもう当然予想されるところでございませう。あるいはまた、全般的に利用できるやうなものもございませうし、引当金に至りますれば、なおさらそういうふうな全体の企業が利用し得るものが多いと思ひますけれども、いずれにしても、業種別にもそういうことを見てみながら、常々反省をしなければならぬことは御指摘のとおりでございませう。

○高沢委員 昨年の大蔵委員会、三月でしたけれども、当時も、いま言つた東京都と大蔵省の間の論争がありまして、それに關連して私も若干お尋ねしたわけですね。そのとき、当時の主税局長の高木さんがこういうふうなことを約束されてゐるわけですね。東京都と大蔵省との計算の食い違いの一つの原因が、法人税の税額を見るのに納付税額で見るとそれとそれから算出税額で見ると納付税額で見ると、そういうことを言われておつたわけですね。そこで、そういう食い違いは前提で違ふやうと議論してゐたんでは意味がないので、それじやこれはやはりひとつ前提を統一する必要があります。んじやないかということ、国税庁で出されるいまの「法人企業の実態」ですね、これなども今度は算出税額を基礎に集計するやうに努力します、そういうことをやりますというのを高木さんは言われたわけですね。それが一つですね。

それからもう一つは、租税特別措置は、これにはかく特別な恩恵的な奨励措置という性格を持

うことを指摘をしてゐるわけです。たとえば建設とか機械とかあるいは銀行、証券、こういうふうな業種になりますと、法人三税の負担率は四〇％を超えておる。こういうふうなものがある反面、航空、海運、損保のようなものになりますと、この三税の負担率は一〇％台というふうなことで、四〇％と一〇％では非常に大きなアンバランスがあります。

それからこの第四次報告の中では、昭和四十五、六、七年の国税庁が出されたいまの「法人企業の実態」から、資本金十億円以上の企業について十二業種の税負担率を分析しておりますが、これで見ても非常に大きなアンバランスがあります。そしてその四十五、六、七年という年によつて、またかなりアンバランスの出方の違いもある、こういうふうなことになるわけですね。

結局、このアンバランスがなぜ生まれるかと考へてみれば、その税のいろいろな負担軽減措置の利用の仕方が業種によつて差がある、そのことがそういう税負担のパーセントの差、アンバランスになつて出てきているということであるわけですね。そうすると、これは逆に考えれば、やはりそういう税の軽減措置の諸制度の利用の仕方であつただけ、その差が出るということ、やはり租税特別措置という狭義のものだけではなくて、先ほど来私の言つてゐる広い意味のものも含めて、その利用の仕方、適用の仕方によつてこれだけの税負担率のアンバランスが出る、税負担率を左右するということになると思つたわけですから、そうすると、やはりそれを含めた形の税負担率の計算をされる、これが必要じゃないか。こういうことは、いまのこの業種別の分析からいつてもまた言えるんじゃないかと考へるわけですが、くどいようですが、その点の見解をお聞きしたいと思ひます。

つわけでありまし、そのあり方については国民の非常な批判もあるわけでありまし。そういうことから、個別の法人は別として、法人関係でこの特別措置によっていかにどういふふうなメリットを受けているか、その政策効果がどういふふうなことにあらわれてきているかというふうなことは、これは業種別に、あるいは資本階級別にその適用の実態を公表するように努力するということも高木さんは去年のこの委員会でも約束されているわけですが、いまの「法人企業の実態」の計算の基礎をその算出税額にするという問題、それから、いまの租税特別措置の適用の実態を業種別に、あるいは資本階級別にその効果を公表していくというこの二つの点はどういふふうな準備を進められておるか、いつごろそれを実行されるということになるか、それをお尋ねしたいと思ひます。

○中橋政府委員 確かに、いまおっしゃっている実際の負担というのを見ます場合には、算出税額を基礎にしていだきませんと、法人税から法人が納めます所得税というものがございまして、おっしゃる通りに算出税額をやつていただく案でございまして、それで四十七年分から算出税額につきましても、先ほど申しましたように、資本金の階級別にあるいは業種別にどういふふうなことをおののかというのを「法人企業の実態」で示すようにいたしております。

それから、各種のそういう特別措置につきまして、一体どういふふうな業種別に利用されておるのかというふうなものにつきましても、両院の予算委員会に提出いたしております。

ただ、おっしゃいますように、実は私も一番的確なる数的なものがなかなか得がたいので悩んでおりますのは、最後に言われました効果の測定でございまして、たとえば特別措置なかりせば一体どういふふうな状態になつておつて、これあるがためにどういふふうなメリットが出たかということにつきまして、数字でもつて的確に示せるものを、実は私ももうそういうことを担当いたしておる所管官庁にはしばしば要求するわけでございます。

す。

ただ、そういうことをお互いに努力しながらもそういう制度なかりせば企業の本へピアがどういふふうになつたであらうか、これあるがためにどういふふうになつてどういふメリットがあつたというこの数字の証明というのは、なかなかとりたい。したがって、そういう点についての的確な資料というのはまだないことは残念でございますけれども、できるだけそういうものも今後努力をして得なければならぬという気持ちには十分持っております。

○高沢委員 この問題の結びとして、地方財政のいま非常に問題になつていゝる危機の問題ですね、やはりこれはいま論じた租税特別措置の問題なのかと非常に密接な関係があるということで、最後にそのことをまたわれわれの主張として申し上げたいと思ひます。

いま地方財政の危機が、やれ人件費であるとかやれ福祉の先取りであるとかいふふうな議論も出ていますが、これは全くわれわれの立場では違つてゐるであつて、これは政府のインフレ政策によるあるいは超過負担の非常に大きなものを自治体に負担させる、そういうことからくる支出の激増と、一方では総需要抑制という政策からくる税収の減収、こういうふうなはさみ打ちで、いま地方財政の物すごい危機が来ておるといふことじやないかと思ひます。さらにはまた、先ほど来論じている租税特別措置によつていろいろな法人関係が税の軽減措置を受けたそのはね返りが、今度はまた地方自治体の税収を減少しておるというふうなことであつて、東京都の場合にはそういう影響で大体一千億の減収になつておる、こういうふうなことも言われるわけでありまして、これは東京都だけでなくて、すべて大都市の地区においては皆同じ影響を受けておるといふことになるわけであつて、そうであるからこそ、知事会もこういうふうな租税特別措置の地方税への影響を遮断してもらいたいといふことをかねてから要求しておるということがあるわけでは。

したがつて、こういう観点から地方財政の立て直しといふことを進めるには、税源配分のいろいろな組み直し、見直しは私は必要だと思ひますが、同時に、この法人関係では租税特別措置を整理していくといふことがまた非常に重要な前提だ、どういふふうな考えをわけでありまして、これはもとも私たちが基本政策として主張してきたことであるわけですが、このことについては、局長にお尋ねしてもさうでありまして、これはなかなか出ないと思ひますので、これはわれわれの主張として申し上げておきたい、こう思ひます。

それから次に、私は若干この法人税の関係で生命保険に關してお尋ねをしたいと思ひます。徳田部長さんにお尋ねをしたいと思います。生命保険の場合も、預貯金と同じようにインフレによる目減りといふ問題がいま非常に大きな問題である、こういうふうな問題は私は考えるわけでは、この目減りに對する対策として、昨年の三月の段階で、大蔵省は當時の安井部長の名前で各社に對して、四十八年度決算に基づく契約者の配当率を、通常配当それから特別配当、臨時配当といふような配当の措置をとつて、それで契約者に対する配当額を増額する措置をとるよ、こういう連絡をされたわけですが、これは昨年実行された実績はどんな姿になつておるか、まずお尋ねしたいと思ひます。

○徳田説明員 お答えいたします。四十八年度決算に基づきます契約者配当は、全部で五千二百十三億でございます。四十七年度の二九%増でございます。このうち、通常の配当額は四千七百四億でございます。前年度に對して二%の増でございます。それから、これは四十七年以降株式によるキャピタイゲイン等を原資といたしまして、十年以上継続している契約に對して特別配当が実施されてゐるわけでございます。これが大幅に増額いたしまして三百五十億でございます。前年度に對して八九%の増加となつております。このほか、當時は物価暴乱等の特別な経済情勢を背景といたしまして臨時

配当を実施いたしまして、これが百六十五億、このようになつております。

○高沢委員 昨年の措置をいわざるに前へ進めるものとして、今度はこゝしの問題でありますけれども、この四月一日以降に昭和二十年代に加入した長期の生命保険契約が満期になる、そういうものに対して契約高に特別な上積みをして、そして大体一・四倍から二倍ぐらゐの金額を支払う、こういうふうな方針を大蔵省それから生保の業界で定められた、こういうことであります。これはこれからの実施になるわけですが、具体的な実施のプランをどのようにお考えになつてゐるのか。

それから、その措置をやる中で、目減りに對する補償といふものがいかに一〇%目減りを補償することができるといふか、こういうふうな措置をとつておるか、その目減りを補償し切れぬ部分があるのかどうか。

それから、それに関連しまして、先般の衆議院の予算委員会の集中審議の際に生保協会の会長さんから、二十年代の加入のものに對して二倍までという措置をさらに進めた措置も検討しておるといふふうな答えもあつたわけですが、さらに進めた二倍以上の措置といふものは一体どんなことを考えておられるのか。

これらの点、少し幾つか込みになりましたけれども、御説明をお願いしたいと思います。

○徳田説明員 お答えいたします。先生御指摘のとおり、昨年末の保険審議会の間報告におきまして、昭和二十年代の生命保険契約につきましては、終戦直後のインフレと、それから最近のインフレと二回の大きなインフレを経験してゐるので、これに對して何らかの措置をとるべきではないか、こういう中間報告がございまして、これに基づきまして、保険会社に對して行政当局としてもいろいろ指導しておるところでございます。

目下、具体案については検討中でございますが、その方向については申し上げますと、まず二十年代の契約につきましては、満期のとき及び万一の事

故がありましたときには、支払う金額を大幅に増額する、こういうことを考えているわけでございます。

先ほど先生御指摘のとおり、衆議院の予算委員会におきましての生命保険協会長の発言もござい
ますので、さらにこの方向について検討を進めて
いるわけでございますが、いま大体具体化する方
向にあります案としましては、二十一年度の契約
につきましては二・二倍、それから二十二年の契
約につきましては二・一倍、以下順次遞減して、
二十八、九年の契約に対しては一・四倍、このよ
うな金額を支払いたいというように考えておりま
す。

それから、それにさらに加えて、これは全体の契約に占める比率はかなり低いと思いますけれども、二十年代におきまして、一時払いの契約があるわけでございますが、これにつきましてはさらにいま申し上げました率を引き上げまして、大体二十年代の初めのものにつきましては三程度（三割）の金額を払いたい、このように考えております。

なお、従来、このような満期における配当につきましては、実際に満期になってみませんと、幾ら契約者が金をもらえるかわからないわけでございますけれども、これでは将来の計画も立ちかねますので、またかつ、今後生命保険会社の経理いかにによりましては、このような配当の率を下げるということも考えられますので、この際、二十年代の契約者全員に対しては、保険会社の方から通知を出しまして、そしてたとえば、あなたの契約金額は、保険金額は十万円でございますが、満期の場合あるいは万一の場合には二十万円をお支払いします、というような約束をさせまして金額を額定させる、このようなことを考えております。

そこで、先ほど先生御指摘の、これが二十年代の契約の目減りに対してどの程度のものであろうかという御質問でございますが、これは御承知のとおり、保険契約と申しますのは、契約をいたしましたときに保険料全額を支払うわけではございませんで、それは何年かに分けて、大体三十年、

三十五年ぐらゐに分けて長いものは支払われるわけでございます。したがひまして、二十年代の初期に払いました保険料につきましては、消費者物価指数によれば、それが八分の一あるいは七分の一に目減りしているわけでございますけれども、同じ契約でも、つい先月払つたような保険料につきましてはほとんど目減りがないわけでございます。したがひまして、これをいわば加重平均いたしますと、たとえば二十二年の契約につきましては物価指数にしますと二・八倍、二十三年で二・六倍ぐらゐでございます。

一方このような時点の契約に対して二・二倍あるいは二・一倍あるいは二倍、そのような金額を払うわけでございまして、大体、これは八割ぐらゐに相当するわけでございます。これだけの金額を通常の配当のほかに、さらに上乘せしめて払うわけでございますので、その意味でもかなりの補償と申しますか、契約者に報いる措置になっているのではないかと、このように考えられるわけでございます。

○高沢委員　いろいろ工夫し、また非常な努力を
されているということはわかるわけですが、しか
し、この措置でも、その目減り分の一〇〇%の補
償にはやはりなっていない、こういうことですね
そうすると、大体、七割から八割ぐらいまでは目
減り分の補償ができておるが、なお二、三割とい
うものは手が届かぬ、こういうふうに考えていい
わけですか。

○徳田説明員 お答えいたします。

契約者の支払いました保険料自体については御指摘のとおりでございます。しかし、このほかに毎年配当もかなりの額、普通配当も行っているわけでございます。それもあわせ勘案すれば、かなりの金額が実際には契約者の手元に還元されているわけでございます。

それから、これは一般金融機関と異なりまして、このような特別な措置を講ずるわけでございますけれども、実は保険会社の資産運用につきまして、このようにいけばインフレの目減り対策になる上

うなあるいはインフレヘッジになるような資産というものは、余り大きな額ではございません。たとえば土地で申しますと、総資産の三％でございますし、株式でございまして一九％程度でございますので、このような資産をもとにいたしましてこのような措置をするということは、金融機関としてはかなりの努力ではないか、このように考えます。

○高沢委員 二十年代契約のものに対してそういう措置をとられることはわかりましたが、あとこれはまだこれから先の問題になりますが、たとえば昭和三十年代に契約されたもの、これも多かれ少なかれやはりそういう目減りというのは受けているわけですから、これについては、まあ概略でしようけれども、どういうことをお考えですか。

○徳田説明員 お答えいたします。

○徳田説明員 お答えいたします。

昭和三十年代の契約者に対しましては、これは二十八、九年に入られた方と三十年に入られた方とで非常に大きな差がつくということは問題でございまして、二十八、九年の契約者に対してとつております措置、それをさらになだらかに線を引いたような形で、三十年代の契約者に対してもそのような特別な配当の増額を行いたい、このように考えております。

○高沢委員　そういうふうな配当の増額をされる
とすると、今度は保険会社の内部の経理の問題と
しては、私は、いわゆる八十六条積立金の取り崩
しという問題が当然出てくると思うのですね。

その問題は、今度は、保険会社のキャピタルゲインというものを原資にする対策ということになつてくれば、手持ちの株式の売却という問題が出てくる。これを各生命保険会社がたとえはある時期に一齐にそういうことをやつたということになると、会社売りの株式の供給というものが一時に非常にふえて、証券市場に対する影響というものも非常に出てくるということになると思うので、この辺はどういうふうにうまくそういうマイナスの影響を起こさぬようにやつていくお考えか、お聞きしたいと思います。

○徳田説明員 お答えいたします。

確かに現在、保険業法上は、株式の売却益は八十六条の準備金に繰り入れるたてまえになっているわけですが、しかし、これは大蔵大臣の認可を得れば、別途配当その他に使うことができることになっているわけයි。

そこで、今回の措置でございますが、先ほど申し上げましたように、各契約者に対して手紙で確約をいたすこととなりますので、これは保険契約に基づく一つの債務を負ったことになりましたがいまして、現在考えております経理措置といたしましては、大蔵大臣の認可によりまして、株式の売却益を直接責任準備金に繰り入れたい、このように考えております。責任準備金に繰り入れておきまして、配当が必要になった時期に今度は配当の準備金に繰り入れましてそこから支出するという措置をとりたい、このように考えております。

ただし、しかしながら、これは先生御指摘のように、一時にこのような株式の売却が起きますと証券市場に対して非常な問題がございますし、また、キャピタルゲインを得るというたてまえからは、これまた株式市場の動向を勘案しながら逐次売却していくことが必要になると考えられるわけでございます。したがって、この積み立ては、五年あるいはそれ以上のかなり長期にわたって売却を行いまして、先生御指摘のような株式市場に対する影響ということを十分に配慮しながら売却を行っていく、このように保険会社を指導してまいりたいと考えております。

○高沢委員 そのいまの証券市場への売却の問題は、もう過去においても、昨年なりあるいは一昨
年なりこういうタイミングの中でもやっておられ
ると思いますが、そういう過去の実績は、いま部
長の言われたように、格別証券市場に大きな波瀾
を起こすことなしに進行しているというふうに考
えていいのですか。

○徳田説明員 御指摘のとおりと考えます。

○高沢委員 二十年代契約なりあるいは三十年代

契約のものについての措置の御説明はいま聞いたわけですが、今後の問題として、これからこのインフレという問題は私たちが非常に警戒しなければならぬと考えるわけですが、そうすると、生命保険の新しい商品を開発されるのに、そういうインフレに対する適応性のある商品が必要になるのではないかと。たとえば、消費者物価が上がるその上でのパーセントにスライドして保険金額が自動的にふえていく保険契約というものが開発されるというふうに聞いているわけですが、その見通し、またその新しい契約商品の仕組みというものはどういふものをお考えですか。

○徳田説明員 先生御指摘の物価スライド保険あるいは物価指数保険につきましては、これも昨年末の保険審議会の中間報告にも載っております。その方向で検討しているわけでございます。仕組みといたしましては保険金額が前年の物価指数の上昇にスライドして上昇していくということを考えておりまして、したがって、保険料もこれに準じて上昇するわけでございます。ただ、これは物価指数の上昇の幅にもよりますが、ある程度の範囲内であればこれは配当の範囲内で賄うことができる、このような仕組みで考えたいと思っております。

この実施の時期でございますが、これは来年度に入り早々にも実施したいと思っております。遅くも五月中には発足する方向でいま準備を急がせているところでございます。

○高沢委員 来年度早々五月というのは、つまりことしの五月ですか。

○徳田説明員 そのとおりでございます。

○高沢委員 それから、これもインフレに対する目減りを防ぐためのものとして、いわゆる掛け捨て保険というものが開発をされているわけですが、これはしかし事情を聞いてみると、必ずしも契約が伸びているというふうには見られない。そのことは結局、外務員の人たちが掛け捨て保険というものを積極的に勧めるというふうなことがない、そういうものをやりたいという人があれば一応店

舗にはそういうものも備えてありますというふうな状態であるようですが、これは大蔵省としては、そうした掛け捨て保険というものを全体の保険契約の総数の中でどのくらいのところまで持つていこうという、そういう指導方針があると思いが、どの程度のところを考慮しておられますか。

○徳田説明員 先生御指摘のとおり、確かに最近定期保険、掛け捨ての保険は定期保険と申します。この伸びは昨年は必ずしも大幅ではございませんでして、この点につきましては、先ほど申し上げました保険審議会の中間報告におきましても、さらにこの普及を促進するようにと提言されているところでございます。この点につきましては、いま保険部におきましても毎月その実績を各社からとりまして、その普及について促進をしているところでございます。

ただ、先生御指摘の大体どの程度のめどになるであろうかということでございますが、これは各々の国民性によってもかなり違うと思うのでございまして、アメリカでは現在新契約に占めます定期保険の比率が五五〇程度でございますが、西ドイツでは一五〇程度でございます。日本の場合には、これは一般の消費者の選択によるわけでございますけれども、やはり全くの掛け捨てというところについては、一部何かつまらぬではないかという感じをお持ちの方もあるようでございまして、現実にはたとえば火災保険、これは本来掛け捨てでございますけれども、これにつきましてもある程度掛け金がつくようなシステムがかなり普及している、こういう状態でございます。

かたがた、本来、消費者にとつてどのような形の生命保険が一番望ましいであろうかということでございますが、確かに先生御指摘のとおり、インフレに対処するという意味では定期保険というのは非常に意味があるわけでございますけれども、他面、現在の生命保険の中の養老保険、つまり貯蓄部分の多い保険につきまして、実は一体どのような保険が消費者にとって一番有利であろうかというところでいろいろ利回りを算定してみたいわけ

でございますけれども、最近の調査によりますと、生命保険の養老保険のうちのいわゆる掛け捨てに相当する分を除きました残りの貯蓄部分の利回りは、二十四年ごろから継続したものと仮定いたしますと、九〇をかなり上回る計算があるわけでございます。これはほかの貯蓄手段に比較してもかなり有利な利回りでございます。これはこれなりに消費者に十分な御理解を得て選択をさせていただくのが筋ではなからうか、このように考えております。

その意味では、現在、定期保険と養老保険を合わせましたいわゆる大型保障の養老保険というものはかなり普及しているわけでございます。これと定期保険を合わせますと、大体六割が現在の新規契約に占める比率でございます。純粋の養老保険は一〇以下となっております。したがって、このように定期保険の養老保険についても消費者に対していろいろ御説明申し上げまして、その上でそれがよいかを消費者に選択していただく、このような方向で指導してまいりたいと思っております。

○高沢委員 そうするとやはり日本人の国民性といえますか、好みとして、貯蓄性のものでセットになったものがいいということが実態としてもあるというお考えなわけですね。ただ、その貯蓄性のもので、今度はインフレが進むと目減りだ、こうなるわけ、そこが大変矛盾するところであるわけですから、もちろん自分の好みで貯蓄性のものでセットになった定期性の保険を選ぶという人は、それはそれでいいわけですが、同時に、インフレのあれを考慮して、そういう貯蓄性の部分はそれは何か別な方法で貯蓄の手段を考える、保険ではもっぱら何か事故のあったときの保障の面だけで定期性保険をやりたいという考えの人も当然あるわけですから、そういう人にはこういうものがあるんだということは十分周知できるように措置はぜひひとつ指導していただきたい、こう思います。

最後に、生命保険会社の運営の公共性というものが、生命保険というものの保険の契約数から言えば、国民の人口の中で、実際はしていない人もあるかもしれませんが、それは統計的にみれば、ほとんど全国民が保険の対象になっておるといふふうに見えていいと思います。そうすると、これは現実非常に公共的な性格のものにもなっております。とすれば、この保険の積立金の運用をどうすべきかというふうなことがいろいろ議論としては出てきますが、きょうはそちらの議論は一回おいて、保険会社の運営の問題として、現実にはこれは大部分が相互会社で、その相互会社では社員総会というわけにならぬから、総代会で運営されている。その総代の選任方法が、これが一般の庶民から見れば大変納得のいかない面が出てきておる、こういうことだと思っております。

そこで、総代の選任方法について、何か大蔵省でも工夫をされて、あるいはまた保険審議会の方でも十分御審議をされて、そして一般の大衆から見ても自分たちの代表として十分理解でき、納得できる構成になるような選任方法をひとつ工夫していただきたい。その面でもし必要とあれば保険業法の改正もやっていたいただきたい、こう思います。たとえば総代にわれわれもわれわれと保険契約者の中からなりたいたいという人を募集して、いわば名のりを上げる人があればそれを大いに受け付けて、そして各県なら県の単位の中で、その中からたとえば抽選で選ぶというふうなやり方もあると思えますし、あるいは総代の構成の中で一定の比率は学識経験者というものが入るような、そういうやり方もあるというふうな、ひとつ改善の措置を考えていただきたいと思いが、いかがでしょうか。

○徳田説明員 先生御指摘のとおり、確かに生命保険会社は相互会社で現在十六社ありますが、相互の業務シェアは九五以上でございますが、相互会社の運営いかんが生命保険業界のあり方に非常に大きな影響を及ぼすわけでございます。この間

題につきましては、実は昭和四十年の保険審議会におきまして改善策について答申がございまして、その際、社員総代選考委員会を設置するとかあるいは評議員会を設けるとか、このような提言がなされまして、そのような方向で現在行われているわけでございますけれども、なおかつ現在の総代会の運営について非常にいろいろ御批判があることはまさに御指摘のとおりかと思ひます。この点につきましては、社員の意思をいかに適正に運営に反映させるかということにつきまして、保険審議会では御審議を願っているわけでございます。

先般も実は参考人といまして消費者代表の方、それから労働組合の代表の方等をお招きいたしまして御意見を伺ったわけでございますが、その際のいろいろな御意見にも先生御指摘のとおり総代の構成について年齢別あるいは地域別にもつと改善すべきではないかといういろいろな御批判が出たわけでございます。今後はこれに基づきまして審議会におきまして審議が進められることになると思ひますが、近いうちにこの答申が予想されますので、その答申が出ました暁には、ただいまの先生の御意見も十分に踏まえた上で積極的に改善策を実施していきたい、このように考えております。

○高沢委員 これです。最後に、労働組合などがやっておる共済活動ですね。この共済活動をやってる人たちの中で、いわば生命保険との競合関係ということがありますから、そういう面では何か自分たちの活動が抑えられ、規制されるのじゃないかという心配が前からあったということ、その人たちもいつもそのことを私たちにも言ってくるわけですが、最近その代表の人たちが徳田部長にお会いしたときに、大蔵省としてはそういう共済活動を規制したりあるいはそのよしあしをどうこうと論じたりする考えはないし、またそういう権限もないということを部長が言明されたということで、大変その言明を評価しているわけ、この委員会のこの機会に部長の方から同じ趣旨の見解の表明をいただいて、そういう関係

の人たちにも安心して自分たちの共済活動でやれるという条件をつくりたいと思ひますが、部長の見解をお願いいたします。

○徳田説明員 お答えいたします。

ただいまのような御懸念が生じた契機の一つは、実は保険審議会の第三十四回総会に提出した資料に「保険審議会審議事項」というのがございまして、その中に「保険と共済との関係」という項目が挙がっております。これにつきましてそのような御懸念が生じたかと思ひますが、この項目の趣旨は、多様化しておりますが、共済の現況等から見ても、民間保険事業及び大蔵省の保険行政の改善にとつて参考となる点があればこれを取り上げていく、こういう趣旨でございます。労働者共済への監督規制のあり方について審議することは、大蔵省設置法上も保険審議会の権限には属していません。この点につきましては、ただいま先生の御指摘のとおり、十二月十八日の保険審議会の生命保険部会の席上におきまして私が申し上げたわけでございますけれども、さらにことしに入りまして二月二十四日に同じく保険審議会の生命保険部会の席上におきまして、佃部会長も同じ趣旨の御発言をされております。また損害保険部会長の澤田さんも全く同じ御意見である、このように承っております。

○高沢委員 わかりました。そうすると、森次官、そういう立場で間違いないということよろしいですね。

○森(美)政府委員 そのとおりでございます。以上で私の質問を終わります。

○上村委員長 次回は、来る十八日火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十五分散会